

「第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」

令和3年3月

はじめに

宇都宮市では、平成30年度に「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」を策定し、基本理念として掲げた「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと安心して暮らせる 共生社会の実現」を目指して、福祉・教育・保健・医療・雇用環境の整備など、幅広い分野にわたる、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進しております。

本市では、近年、特に顕在化してきた親なき後や医療的ケア児の増加などの課題に適切に対応できるよう、障がい児者の暮らしを支援する障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス、地域生活支援事業の安定的な提供体制の確保を図るため、アンケート調査や当事者団体との意見交換などを踏まえ、「第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」を一体的に策定いたしました。

本計画では、地域生活への移行や親なき後への対応を図るための地域生活支援体制の機能の充実や、医療的ケア児等を含む特別な支援を必要とする障がい児等のための支援の充実などに取り組むことにより、障がいのある方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指すこととしております。

今後とも、障がいのある方が、本市で安心して暮らすことができますよう、関係者の皆様と連携しながら、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を受けることができる体制づくりに取り組んでまいりますので、皆様の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、専門的な立場から貴重な御意見、御助言をいただきました宇都宮市社会福祉審議会や宇都宮市子ども子育て会議などの委員の皆様を始め、アンケート調査や意見交換会、パブリックコメントに御協力をいただきました多くの市民、事業者、関係団体の皆様に心より御礼申し上げます。

令和3年3月

宇都宮市長 佐藤 栄一

目次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨 1 ページ
- 2 計画の位置づけ 1 ページ
- 3 計画期間 2 ページ

第2章 障がい者・児を取り巻く社会環境の変化と課題

- 1 近年の障がい者・児施策の動向等について 3 ページ
- 2 本市における状況 7 ページ
- 3 アンケート調査結果の概要 14 ページ
- 4 関係団体との意見交換会結果の概要 17 ページ
- 5 第5期サービス計画・第1期障がい児計画の進捗状況及び評価等 19 ページ
- 6 課題の総括 33 ページ

第3章 障がい福祉サービス計画・障がい児福祉サービス計画の基本理念等

- 1 計画の基本理念 34 ページ
- 2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方 37 ページ
- 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 38 ページ
- 4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 39 ページ

第4章 令和5年度の目標の設定

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 42 ページ
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム 44 ページ
- 3 地域生活支援体制の機能の充実 45 ページ
- 4 福祉施設利用者の一般就労への移行等 46 ページ
- 5 障がい児支援の提供体制の充実 48 ページ
- 6 相談支援体制の充実・強化 51 ページ
- 7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 52 ページ

第5章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込み及び見込量確保の方策

- 1 訪問系サービス 54ページ
- 2 日中活動系サービス 55ページ
- 3 居住系サービス 59ページ
- 4 相談支援系サービス 61ページ
- 5 障がい児支援系サービス 62ページ

第6章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保の方策

- 1 必須事業 64ページ
- 2 任意事業 69ページ

第7章 計画の推進体制

- 1 計画内容の周知・啓発 74ページ
- 2 庁内推進体制 74ページ
- 3 庁外推進体制 74ページ
- 4 PDCAサイクルによる計画の点検・評価 74ページ
- 5 新型コロナウイルス等感染症対策 75ページ

資料編

- ・ 策定体制及び策定経過について 76ページ
- ・ 宇都宮市社会福祉審議会からの提言 80ページ
- ・ 利用者・事業所実態調査結果 87ページ
- ・ 障がい福祉サービス等の概要 104ページ
- ・ 用語集 109ページ

本計画における「障害者」・「障がい者」とは、年齢にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、その他の心身の機能の障がいがある方で、障がい及び社会的障壁により長期にわたり日常生活または社会生活に支障のある方をいいます。

また、「障害児」・「障がい児」とは、上記の状態にある18歳未満の子どもをいい、障がいの有無が明確でないが発達に支援が必要な子どもも含まれます。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、障がいのある人が安心して生涯にわたり自分らしく生き生きと自立して充実した生活を送ることができるよう、平成30年3月に「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」(以下、「第5次プラン」)を策定するとともに、身近な地域で暮らしを支援するサービスの安定的な確保を図るための「第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画」(以下、「第5期サービス計画」)及び「第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」(以下、「第1期障がい児計画」)を一体的に策定し、本市の社会資源を活用しながら、障がいのあるすべての人が住み慣れた地域でライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられる体制づくりに取り組んできたところです。

そのような中、近年、特に顕在化してきた親なき後や医療的ケア児の増加などの課題に適切に対応し、より一層、障がいのあるすべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、暮らしを支援する障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス、地域生活支援事業等の安定的な提供体制の確保を図るため、「第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画」(以下、「第6期サービス計画」)及び「第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」(以下、「第2期障がい児計画」)を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

「第6期サービス計画」・「第2期障がい児計画」は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害福祉計画」・「市町村障害児計画」であり、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの安定的な確保を図るためのもので、「第5次プラン」に掲げる障がい福祉サービス等の実施計画として位置付けます。

また、「SDGs※」の達成に向け、総合的かつ効果的な取組を推進するために策定した「宇都宮市SDGs未来都市計画」とも整合を図るものとします。

※ SDG s（持続可能な開発目標）とは

SDG sとは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDG sは、日本としても積極的に取り組むこととしており、本市においても「SDG s未来都市」として、全庁を挙げてSDG sを推進しています。

関連するSDG sのゴールは

- ③ すべての人に健康と福祉を
 - ⑧ 働きがいも経済成長も
 - ⑩ 人や国の不平等をなくそう
- の3つです。

3 計画期間

令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とし、計画の目標やそこに至るまでのサービス見込量等を設定します。

なお、「第5次プラン」の計画期間は平成30年度から令和5年度の6年間となります。

第2章 障がい者・児を取り巻く社会環境の変化と課題

1 近年の障がい者・児施策の動向等について

(1) 障害者基本法の改正

障がい者施策の基本となる「障害者基本法」が平成23年8月に改正され、障がい者の定義が「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるものをいう。」と見直され、難病も障がいの一つに含まれました。

これは、障がい者が日常生活や社会生活で受ける制限は、本人の機能障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁によって生ずるとする「社会モデル」の考え方に基づくものです。

(2) 障害者差別解消法の施行

「障害者基本法」に規定された「差別の禁止」を具体化するものであり、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、平成25年6月に成立し、平成28年4月から施行されました。

この法律は、障がい者であることのみを理由として、正当な理由なく、障がい者に対する商品やサービスの提供を拒否するような不当な差別的取扱いを禁止するとともに、乗り物への乗車に当たっての職員等による手助けや、筆談・読上げ等の障がい特性に応じたコミュニケーション手段による対応などの、「合理的配慮（※）」の提供を定めています。

対象とする分野は、教育、医療、福祉、公共交通などあらゆる分野を対象としていますが、雇用の分野は、「障害者雇用促進法」に委ねられています。

※ 合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、個々の障がい者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、個別の状況に応じて講じられるべき措置

(3) 障害者権利条約の批准

国では、「障害者権利条約(※)」の締結に必要な障がい者に係る制度改革を推進するため、内閣に「障がい者制度改革推進本部」及び「障がい者制度改革推進会議」を設置し、我が国の障がい者に係る制度の集中的な改革についての議論がなされ、平成22年6月に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定されました。

基本的な考え方は、障がいの有無にかかわらず、相互に個性と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会を実現することを掲げ、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」をはじめとする関連法の改正が行われ、平成24年には「障害者虐待防止法」、平成25年には「障害者差別解消法」が成立し、批准に必要な国内法の整備が整い、平成26年1月20日に国連事務局に批准書が寄託され、同年2月19日に障害者権利条約が我が国について効力を発生しました。

なお、令和2年10月現在、締約国・地域・機関数は182となっています。

※ 障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について規定するものです。

条約の締結により、我が国において、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が一層強化されることとなりました。

(4) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

「障害者自立支援法」に代わる新たな法整備として、地域社会における共生の実現に向け、障がい福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための「障害者総合支援法」が平成24年6月に成立し、平成25年4月に施行されました。

「障害者総合支援法」の附則で、「施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること」とされており、この見直しに向けて、社会保障審議会障害者部会において検討が重ねられ、平成27年12月に報告書を取りまとめ、この報告書の内容を実現するために、平成28年6月に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法」が成立しました。

この法律では、「自立生活援助」や「就労定着支援」の創設など、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うこととされました。

また、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するために、福祉・保育・保健医療・教育等の関係機関と連携を図りながら、障がい児及びその家族に対し、障がい種別や年齢別等のニーズに応じた、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を身近な地域で提供できる体制の構築を図ることとされました。

(5) 雇用・就業

平成25年6月に改正された「障害者雇用促進法」により、雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止や、障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供）について定められ、平成28年4月から施行されるとともに、平成30年4月からは、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることとされました。

また、「障害者雇用率」は、民間事業主は2.2%、国・地方公共団体等は2.5%、教育委員会は2.4%となっており、令和3年4月までには、更に0.1%引き上げとなります

そのほか、障がい者就労施設等が供給する物品に対する需要の増進等を図り、障がい者の自立の促進に資する目的で、平成 24 年 6 月に「障害者優先調達法」が成立し、地方公共団体等に対し、障がい者就労施設等の受注拡大の機会の増大を図るための措置を講ずるよう求めており、本市は毎年度調達方針を策定し、物品等の調達実績を公表しています。

また、令和 2 年 4 月に「改正障害者雇用促進法」が施行され、国等が率先して障がい者を雇用する責務の明確化や地方自治体における「障がい者活躍推進計画」作成の義務化のほか、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度が創設されました。

(6) 文化・芸術

文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、平成 30 年 6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞、参加、または創造することができるよう、障がい者による文化芸術活動を幅広く推進することなどが定められました。

また、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和元年 6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、アクセシブル電子書籍等（デイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障がい者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障がい者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍が提供されることなどが定められました。

(7) 就学前の障がい児の発達支援の無償化

令和元年 10 月より、3 歳から 5 歳までの障がい児を支援するため児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設の利用者負担が無償化されました。

2 本市における状況

(1) 人口と障がい者手帳所持者の状況

本市における障がい者手帳所持者は、23,690人（令和元年度末現在）と年々増加傾向にあり、特に、精神障がい者保健福祉手帳所持者の伸び率が高い傾向にあります。また、障がい者手帳所持者の本市人口に占める割合は、令和2年3月31日現在で4.57%となっています。

なお、令和元年度の「障害者白書」によれば、全国の障がい者の数は、身体障がい者436万人、知的障がい者108万2千人、精神障がい者419万3千人で、国民のおよそ7.6%となっています。

障がい者手帳所持者の推移（毎年度末現在）

平成27年度	身体障がい者手帳	14,994人	療育手帳	3,707人	
	精神障がい者保健福祉手帳	3,021人	手帳所持者合計	21,722人	
宇都宮市人口	518,545人	対人口比	4.18%		

平成28年度	身体障がい者手帳	15,035人	療育手帳	3,884人	
	精神障がい者保健福祉手帳	3,276人	手帳所持者合計	22,195人	
宇都宮市人口	519,171人	対人口比	4.27%		

平成29年度	身体障がい者手帳	15,098人	療育手帳	4,077人	
	精神障がい者保健福祉手帳	3,579人	手帳所持者合計	22,754人	
宇都宮市人口	519,025人	対人口比	4.38%		

平成30年度	身体障がい者手帳	15,157人	療育手帳	4,223人	
	精神障がい者保健福祉手帳	3,946人	手帳所持者合計	23,326人	
宇都宮市人口	518,470人	対人口比	4.49%		

令和元年度	身体障がい者手帳	15,024人	療育手帳	4,394人	
	精神障がい者保健福祉手帳	4,272人	手帳所持者合計	23,690人	
宇都宮市人口	517,865人	対人口比	4.57%		

(2) 身体障がい者手帳所持者の状況

身体障がい者手帳所持者数は、令和2年3月31日現在で15,024人となっています。障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が最も多く(6,980人)、全体の約半数近くを占めています。

また、障がいの等級別にみると、重度の障がい者(1・2級)が全体の半数を占め、特に内部機能障がい(心臓, じん臓, 肝臓, 免疫など)が年々増加しています。

これらのうち、18歳未満の児童の手帳所持者は322人となっており、また、65歳以上の手帳所持者が約65%以上を占め、高齢者の占める割合が高くなっています。

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、令和2年3月31日現在で4,394人となっています。特に、B2（IQ50～70程度の軽度知的障がい）の手帳所持者の伸び率が高い状況です。

このうち18歳未満の手帳所持者は1,189人、程度別では全体に比べ、A1が118人、A2が191人、B1が274人、B2が606人と軽度者が多いが、2年に1度の再判定により変化しています。

(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、近年、特に増加傾向にあり、令和2年3月31日現在で4,272人となっており、特に2級（日常生活に著しい支障がある）の手帳所持者の伸び率が高く、手帳所持者の約6割を占めています。

18歳未満の手帳所持者は、59人であり、知的障がいを伴わず療育手帳に該当しない発達障がいや薬物治療が必要なてんかん患者も含まれています。

(5) 難病患者等の状況

難病の患者に対する医療費助成は、良質かつ適切な医療の確保を図ることを目的として、平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、現在、対象疾患は333疾患に拡大され、年々受給者は増加しています。

指定難病医療費助成事業の受給者数の推移

平成29年度 受給者 3,211人

平成30年度 受給者 3,349人

令和元年度 受給者 3,605人

(6) 小児慢性特定疾病患者等の状況

小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成は、治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となるため、児童の健全育成を目的として、現在、対象疾患は762疾患であり、年々受給者は増加しています。

小児慢性特定疾病医療費助成事業の受給者数の推移

平成29年度 受給者 562人

平成30年度 受給者 565人

令和元年度 受給者 601人

(7) 発達障がい児の状況

自閉症や広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)などの発達障がいは、その症状や特性が一人ひとり違い、また、知的障がいを伴う児童もいるためその判断及び人数を特定することは難しいのが現状ですが、本市が実施している障がい児診療検査事業において、発達障がいの診断を受けた未就学児の数は、年々増加傾向にあり、過去3年間で約190人増加しています。

本市の障がい児診療検査事業において発達障がいの診断を受けた未就学児数の推移

平成29年度 730人

平成30年度 832人

令和元年度 922人

(8) 医療的ケア児の状況

医療技術の進歩等を背景として、多くの子どもの生命が救われる一方で、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用したり、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加しています。

また、これまで入院や施設で生活していた医療的ケア児が、自宅のある地域に戻り療養生活を送ることも増加しています。そのため、在宅医療や訪問看護といった医療サービス、日常生活用具の給付、移動支援などの福祉サービスを利用し、子どもたちの日常生活としての保育や教育の場にも当たり前医療的ケア児が存在するようになってきています。

医療的ケア児は、身体障がい者手帳を所持し重度心身障がい児として把握されるほか、小児慢性特定疾病医療費助成の受給申請により把握される場合がありますが、医療のみで福祉に繋がらないケースも見受けられます。

令和2年3月に実施した栃木県の実態調査（20歳未満）では、本市の在宅医療的ケア児は68人で、うち人工呼吸器を装着している児は16人、たんの吸引は37人、経管栄養は42人です。年齢別では、0～6歳（就学前）が最も多く、47人（69.1%）となっております。

医療的ケア児数（ケアの重複あり）

0～6歳

人工呼吸器7人 たんの吸引22人 経管栄養26人 酸素導入，導尿26人
実人数47人（69.1%）

7～12歳

人工呼吸器4人 たんの吸引10人 経管栄養9人 酸素導入，導尿6人
実人数14人（20.6%）

13～15歳

人工呼吸器2人 たんの吸引2人 経管栄養2人 酸素導入，導尿2人
実人数2人（2.9%）

16～19歳

人工呼吸器3人 たんの吸引3人 経管栄養5人 酸素導入，導尿3人
実人数5人（7.4%）

合計

人工呼吸器16人 たんの吸引37人 経管栄養42人 酸素導入，導尿37人
実人数68人（100%）

(9) 障がい福祉サービス給付費及び利用者数

「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスの利用者数は、年々増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度では約20%増加し、令和元年度において4,257人となっています。

また、障がい福祉サービスの提供に係る経費も同様に増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度では約30%増加し、令和元年度において約76億5千万円となっています。国全体においても10年間で2倍以上増加しています。

(10) 障がい児通所給付費及び利用者数

「児童福祉法」に基づく障がい児通所サービスの利用者数は、年々増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度では、約250%増加し、令和元年度において1,470人となっています。

また、障がい児通所サービスの提供に係る経費も同様に増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度では約370%増加し、令和元年度において約18億9千万円となっています。

3 アンケート調査結果の概要

「第6期サービス計画」・「第2期障がい児計画」の策定にあたり、障がい児者の生活実態や障がい福祉サービス等に関する現状と今後の意向を把握し、障がい福祉サービス等の必要な量とその確保策等を検討する上での基礎資料とするため、令和2年5月に障がい者手帳所持者・障がい福祉サービス等の利用者及び障がい福祉サービス等の提供を行っている事業所向けにアンケートを実施し、以下のような意向等が得られました。

(1) 障がい者手帳所持者・障がい福祉サービス等利用者向けアンケート (1,488人回答, 回答率53.8%)

ア 介護者

○主な介護者

・「父母・祖父母・兄弟」(47.6%), 「配偶者(夫または妻)」(9.9%)

○年齢・性別

・「女性」(80.1%), 「男性」(14.3%)

・「60歳以上」(38.0%)

イ 生活

○現在の生活

・「家族と暮らしている」(50.5%), 「親と暮らしている」(27.5%)

○今後希望する生活

・「今までと同じように暮らしたい」(56.7%), 「一人で暮らしたい」・「グループホームで暮らしたい」(11.3%)

・「グループホームで暮らしたい」のうち「将来, 市内のグループホームの入居を検討している」(82.8%)

○地域移行や親なき後の備えのために必要な支援

・「必要な在宅サービスが適切に受けられること」(55.3%), 「経済的な負担の軽減」(53.0%)

ウ 外出

○目的

・「買い物」(61.0%), 「医療機関への受診」(55.1%)

○困ること

・「特にない」(31.0%), 「公共交通機関が少ない」(17.6%)

エ 就労等

○日中の主な過ごし方

・「福祉施設や作業所等で工賃(賃金)を得る仕事をしている」(24.3%), 「自宅で過ごしている」(18.8%), 「一般企業, 自営業, 家業などで給料を得て仕事をしている」(9.6%)

○就労支援で必要なこと

・「職場の障がい者への理解」(22.5%), 「あらゆる業種での障がい者の採用枠の拡大」

(9.9%)

オ 相談等

○相談相手

- ・「家族や親戚」(70.8%),「福祉施設の職員・指導員(相談支援専門員など)」(21.6%),
「相談する人がいない, わからない」(5.5%)

○相談する時に困っていること

- ・「相談先が分かりづらい」(21.1%),「専門的な相談ができない」(12.6%)

○日常生活や社会生活で困っていること

- ・「将来の生活のこと」(42.8%),「経済的なこと」(22.6%)

カ 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等

○満足度が高いサービス

- ・「居宅介護」(62.1%),「就労継続支援(A型, B型)」(60.3%),「相談支援」(60.8%),
「児童発達支援」(75.5%),「放課後等デイサービス」(77.1%),「医療型児童発達支援」
(77.8%),「地域活動支援センター」(60.0%),「日常生活用具給付」(63.6%)

○満足度が低いサービス

- ・「短期入所」(39.2%),「移動支援」(44.7%)

キ 今後のサービスの充実

○今後, 充実してほしいサービス

- ・「家族などの急な体調不良など, 緊急時に利用できる施設」(45.6%),「福祉に関するさまざまな相談機能」(37.1%)・「いつでも相談できる体制」(33.3%)

ク 新型コロナウイルス感染症関連の意見(自由記述より)

- ・コロナ禍における, 障がいのある方に対する支援についての情報が欲しい。
・新しい生活様式にそった, 障がい福祉サービスを提供していただけると有り難い。

(2) 障がい福祉サービス等事業所向けアンケート (147 事業所回答, 回答率 73.5%)

ア 事業運営

○提供している障がい福祉サービス等

- ・「居宅介護」(28.6%), 「生活介護」・「放課後等デイサービス」(21.8%), 「就労継続支援 (A型・B型)」(20.4%)

○課題

- ・「職員の確保」(71.4%), 「職員の育成」(69.4%)

イ 職員

○充足状況

- ・「やや不足している」(50.3%), 「十分である」(33.3%)

○離職原因

- ・「他の仕事を希望した」(34.0%), 「賃金が低かった」(25.5%)

ウ 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等

○ニーズが増えていると感じるサービス (60%以上)

- ・「施設入所支援」, 「共同生活援助 (グループホーム)」, 「相談支援 (計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援)」, 「児童発達支援」, 「放課後等デイサービス」

○ニーズが減っていると感じるサービス (20%以上)

- ・「就労移行支援」, 「日中一時支援 (日中支援型)」, 「日中一時支援 (医療的ケア)」

エ 地域生活への移行等

○地域生活への移行に必要なこと

- ・「地域住民の正しい理解や協力」(58.5%), 「地域の相談支援体制の充実」(51.0%)

○介護者の高齢化により介護できなくなることに備えるために必要なこと

- ・「夜間の支援体制の充実 (緊急時の対応, 介護・医療的ケア等)」(50.3%), 「短期入所の受け入れ体制の整備」(47.6%)

オ 障がい児への支援

○支援に必要なこと

- ・「個々の特性に応じた療育の充実」(61.2%), 「医療・保健・教育との連携強化, 情報交換の場の設定」(57.1%), 「障がいの早期発見, 早期支援の充実」(55.1%)

カ 就労

○一般就労に必要なこと

- ・「企業・社会全体が支え合う仕組みづくり」(66.0%), 「障がい者雇用に対する企業の積極的な取組」(63.3%)

○工賃向上に必要なこと

- ・「事業所の経営改善のための支援の強化」(54.4%), 「施設製品の販売先の拡充」(49.0%)

4 関係団体との意見交換会結果の概要

「第6期サービス計画」・「第2期障がい児計画」の策定にあたり、障がい児者の生活実態や障がい福祉サービス等に関する現状と今後の意向を把握し、障がい福祉サービス等の必要な量とその確保策等を検討する上での基礎資料とするため、令和2年6月に障がい福祉関係団体（7団体）と意見交換会を実施し、以下のような意向等が得られました。

（1）障がい福祉サービス等

- ・ 重度障がいのある方に対応できる短期入所やグループホームが少ない。
- ・ 短期入所の事業所が少なく、利用したいときに利用できない。
- ・ 移動支援について、施設から施設への移動にも利用できると良い。
- ・ 本人や親に対し、グループホームなど親なき後についての理解啓発を進めてほしい。
- ・ 障がい福祉サービス事業所の十分な数とスキルの向上が必要である。

（2）就労

- ・ ジョブコーチの充実が必要である。
- ・ 企業のトップだけでなく、障がいのある方を直接指導する職員に対して、障がいについての理解をお願いしたい。
- ・ 企業における障がい者への理解を広げるため、企業への研修が定期的に行われると良い。

（3）相談支援

- ・ 相談支援専門員等の専門的な知識をもつ人材の十分な数が必要
- ・ 急に親が入院になったときなど、どこに相談したら良いかわからない。
- ・ サービス等利用計画は将来に向けて立てるべきであるが、現在はサービスを受けるためのだけに立てられている。
- ・ 緊急時対応のための土日・休日の支援がほしい。

（4）地域生活への移行

- ・ 地域の理解やグループホームの充実が必要である。
- ・ 地域での生活を想定し、一定期間の生活体験ができる場が必要である。
- ・ 地域の人に障がいを理解してもらえる環境が必要である。

(5) 今後の生活

- ・ 親なき後に備え一人暮らしやグループホームの体験をしたいと思ってもできない状況である。
- ・ 本人、家族向けに、親なき後に備えるための早期準備の大切さや必要性を認識してもらえようになると良い。
- ・ グループホームに入居させたくても、費用の問題や保証人の確保等の課題がある。

(6) 乳幼児期の支援

- ・ 親や支援に係る親族などに対し、障がいについての理解の啓発が必要である。
- ・ 発達の仕方は個々により違うので、情報に振り回されないような支援が必要である。

(7) 学齢期の支援

- ・ 個々の障がい特性を見極め、将来を見据えた支援が必要である。
- ・ 放課後等デイサービスなど、学齢期の支援は整ってきている。

(8) その他

- ・ 外見上、障がい分からない方に対する理解をお願いしたい。
- ・ 家族が新型コロナウイルスに感染した場合、誰が本人を介護するか考えておくべきである。

5 「第5期サービス計画」・「第1期障がい児計画」の進捗状況及び評価等

(1) 令和2年度目標値の進捗状況

「第5期サービス計画」・「第1期障がい児計画」では、国の基本指針に即しつつ、これまでの実績等を踏まえ、5つの成果目標を設定しました。それらの目標の進捗状況について、計画期間中の取組内容から下記の評価基準により評価を行いました。

計画期間中の2か年（平成30年度～令和元年度）の実績及び達成率を評価

活動目標の達成率100%以上または取組内容を実施 A（順調）

活動目標の達成率70%以上100%未満または取組内容を一部実施・検討 B（概ね順調）

活動目標の達成率70%未満または取組内容を未着手 C（やや遅れている）

と評価

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 入所施設から地域生活への移行者数

令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者（396人）の6%以上（24人以上）が地域生活へ移行することを目指します。（各年度約6人以上）

地域生活移行者数（各年度）

平成29年度 5人 平成30年度 2人 令和元年度 1人

地域生活移行者数（累計）

平成18年度から平成28年度 113人 平成29年度 118人（5人）

平成30年度 120人（7人） 令和元年度 121人（8人）

目標値（令和2年度末） 137人以上（計画期間中に24人以上）

達成率 25.0% 評価 C

② 施設入所者の削減数

令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者（396人）から2%以上（8人以上）削減することを目指します。（各年度約2人以上）

削減数（各年度）

平成29年度 マイナス11人 平成30年度 マイナス7人 令和元年度 7人

施設入所者数（累計削減数）

平成18年度から平成28年度 396人（マイナス88人）

平成29年度 385人（マイナス11人） 平成30年度 378人（マイナス18人）

令和元年度 385人（マイナス11人）

目標値（令和2年度末） 388人（計画期間中に8人以上削減）

達成率 0% 評価 C

○ 評価・課題等

国の基本指針において、①入所施設から地域生活への移行者数は9%以上、②施設入所者の削減数は2%以上（県は①3%以上、②は1.5%以上）と示され、本市も国・県の目標を参考に目標設定し、施設に入所している障がい者のうち、障がい支援区分が比較的軽度である対象者に対して、地域移行に取り組んでいます。施設入所者の重度化・高齢化に伴い、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が年々高まっており、移行者数・削減者数の伸びが鈍くなっています。

今後も、地域生活への移行や親なき後に対応するための、相談支援体制の充実やグループホームの設置促進など地域生活支援体制の整備に向けて更なる取組を進めていく必要があります。

イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム ※

※ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域や自宅で日常生活を送れるよう、地域における住まい、医療、介護、予防、生活支援の5つのサービスを一体的に提供できる体制を構築するものです。精神障がい者の地域移行は、必要な医療等による支援が途切れ、症状が再発することにより、地域生活が困難になることを防ぐ必要があるため、地域保健等によるアプローチを通じて、患者への生活支援や家族等への支援を具体化していくことが必要であり、また、未治療者や医療中断者への早期支援も充実していくためには、多職種・多施設間連携を推進し、関係者が情報共有や連携を行う体制構築ができるよう、役割分担・協働の推進が求められるため、地域包括ケアシステムの考え方を精神障がい者の地域移行に活用しようとするものです。

令和2年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目指します。

協議の場の設置

平成30年度から令和元年度 協議の場の設置方法等について検討中

目標値（令和2年度末） 協議の場の設置

評価 C

○ 評価・課題等

行政、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関において、地域移行支援の利用が有効と思われる入院患者についての情報共有をしながら、必要なサービスの調整を行っており、協議の場の設置方法については、庁内関係課とどのような場が適切か意見交換を行っています。

今後も、引き続き、自立支援協議会等の活用も含め、どのような協議の場が適切であるか検討をする必要があります。

ウ 地域生活支援拠点等の整備

令和2年度末までに、一つの地域生活支援拠点等を整備することを目指します。

地域生活支援拠点の整備

平成30年度から令和元年度 自立支援協議会において、整備に向けて検討中
目標値（令和2年度末） 一つ整備（面的整備）

評価 B

○ 評価・課題等

虐待等やむを得ない事由により、緊急時の一時的な保護が必要な場合に備えて、夜間・休日においても市と契約した障がい福祉サービス事業所において一時保護が可能となる「緊急一時保護事業」を平成29年度より実施しています。（現在、3事業所）

また、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等について関係団体等が協議できるよう、平成30年度に、自立支援協議会の新部会である「地域生活支援部会」を設置し、地域生活支援体制の整備に向け、必要な機能の整理を行っています。

今後も、引き続き、令和2年度末の整備に向けて、必要な機能等について自立支援協議会などから意見をいただきながら、検討を行っていく必要があります。

エ 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行

令和2年度末における一般就労への移行を平成28年度実績（71人）の1.5倍以上（107人以上）とすることを目指します。（H30→89人、R1→98人、R2→107人以上）

一般就労移行者数

平成18年度から平成28年度 368人 平成29年度 72人

平成30年度 97人 令和元年度 71人

目標値（令和2年度末） 107人以上 達成率 89.8% 評価 B

○ 評価・課題等

福祉施設から一般就労への移行者数については、ハローワークとの共催による障がい者就職ガイダンスや、自立支援協議会就労支援部会における企業と就労系事業所との意見交換会などに取り組み、目標値を達成しなかった年度については要因を分析しながら、一般就労支援の充実に取り組んでいます。

新型コロナウイルスの感染防止のため、企業において、オンラインによる採用面接会や在宅就労が増えているなど、採用方法や就労形態が変化してきていることから、こうした変化を捉えながら、就労支援に取り組んでいく必要があります。

目標達成水準を超える一般就労実績をあげる年度もあり、引き続き、中期的な視点で支援に取り組んでいく必要があります。

② 就労移行支援事業の利用者数

令和2年度末における就労移行支援事業の利用者を平成28年度末（95人）の利用者から2割以上増加（114人以上）とすることを目指します。

（H30→105人，R1→110人，R2→114人以上）

就労移行支援事業の利用者数

平成29年度 91人 平成30年度 92人 令和元年度 88人

目標値（令和2年度末） 114人以上 達成率 83.7% 評価 B

○ 評価・課題等

就労移行支援事業の利用者については、障がい者の一般就労に向け、サービス等利用計画に基づき、適切に支給決定しています。

今後も、引き続き、利用者ニーズを把握し、適切に支給決定を行っていきます。

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

令和2年度末における事業所ごとの就労移行率について、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

（H30→30%，R1→40%，R2→50%以上）

就労移行支援事業所の就労移行率

平成29年度 33.3% 平成30年度 63.6% 令和元年度 41.7%

目標値（令和2年度末） 50.0%以上 達成率 150.3% 評価 A

○ 評価・課題等

就労移行支援事業所の就労移行率については、移行率が3割以上の事業所数は4か所(H29)から5か所(R1)に増加しており、引き続き、自立支援協議会就労支援部会において、関係機関や企業、就労移行支援事業所間の情報共有を図り、より多くの就労移行支援事業所から一般就労者が出るよう支援水準の向上に取り組んでいきます。今後も、就労移行支援事業所が就労移行支援サービスを提供する中で、個々の事業所の努力で解決できない課題については、事業所の意見を集約し、関係機関とも連携を図りながら、解決に向けた支援を検討していく必要があります。

④ 就労定着支援による職場定着率

各年度における職場定着率による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを目指します。

就労定着支援による職場定着率（※）

平成30年度 97.4% 令和元年度 94.0%（参考）

目標値（令和2年度末） 80%以上

※ 支援開始から1年後の定着率であるため、当該年度の実績は、次年度終了時点で確定することから、令和元年度の進捗については令和2年4月時点の参考となります。

○ 評価・課題等

障がい者の職場定着に向け、引き続き、ハローワークとの共催による「精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座」を開催し、企業に対し障がいへの理解促進を図るとともに、自立支援協議会就労支援部会において、関係機関や企業、就労移行支援事業所間の情報共有を図りながら、就労定着支援事業所のスキルアップにつなげていく必要があります。今後も、就労定着支援事業所が就労定着支援サービスを提供する中で、個々の事業所の努力で解決できない課題については、事業所の意見を集約し、関係機関とも連携を図りながら、解決に向けた支援を検討していく必要があります。

オ 障がい児支援の提供体制の充実

① 児童発達支援センターの設置

福祉型・医療型共に、現行体制を維持しつつ、地域の中核的な拠点施設としての機能の充実強化を推進していきます。

児童発達支援センターの設置

平成 30 年度 福祉型及び医療型の児童発達支援センター 2 事業所

研修会（専門職対象） 6 回（437 人）

令和元年度 福祉型及び医療型児童発達支援センター 2 事業所

研修会（専門職対象） 4 回（244 人） 職場体験（事業所対象） 15 回（19 人）

アンケート調査 事業所訪問調査

令和 2 年度 福祉型及び医療型児童発達支援センター 2 事業所

研修会（専門職対象） 3 回（105 人） 職場体験（事業所対象） 19 回（39 人）

評価 A

○ 評価・課題等

国の基本指針において、児童発達支援センターを各市町村に 1 箇所以上設置と示され、本市としては 2 箇所設置済みであることから、民間の障がい児通所支援事業所が個々の特性に合った適切なサービスを提供できるよう、市直営の「児童発達支援センター」が研修会や職場体験を実施し、民間事業所の療育の質の向上に取り組むとともに、拠点施設としての組織体制の充実にも取り組んでいます。

今後も、引き続き、市直営の事業所は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行い、療育の質の維持・向上に取り組んでいく必要があります。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

市直営の事業所を中心に、障がい児の社会適応を促すための支援を推進していきます。

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

平成 30 年度 2 事業所 令和元年度 3 事業所 令和 2 年度 3 事業所

評価 A

○ 評価・課題等

国の基本指針より、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築と示され、本市としては、保育所等訪問支援を3事業所で利用できることから、保育園等に通う障がい児が増加する中、支援を必要とする障がい児が適切な療育を受けられるよう、事業周知や保育園等との連携強化に取り組むとともに、市直営の事業所においては、訪問支援員（保育士）の増員を図り、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を進め、利用希望者への支援に取り組んでいます。

今後も、引き続き、個々の特性に応じた支援内容に柔軟かつ円滑に対応できるよう取り組んでいく必要があります。

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

重症心身障がい児の支援ニーズを踏まえ、設置について県への働きかけや、人材育成など民間事業所への支援を推進していきます。

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

平成30年度 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス 1事業所

令和元年度 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス 1事業所

令和2年度 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス 2事業所

評価 A

○ 評価・課題等

国の基本方針において、重症心身障がい児を支援できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保と示され、本市においては、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスにおいて事業所数が1事業所（R1）から2事業所（R2）に増加しており、利用希望者へのサービスの対応ができています。

今後も、引き続き、個々の特性に応じた適切な支援が受けられるよう、利用ニーズを把握し、広く受け入れ体制を確保していく必要があります。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関等が連携を図るための協議の場の設置

「障がい者自立支援協議会」や「発達支援ネットワーク会議」等を活用し、医療的ケア児支援のため柔軟に対応できるような体制づくりに努めます。

関係機関等が連携を図るための協議の場の設置

平成 30 年度 既存の「発達支援ネットワーク会議」を活用した協議の場の設置

発達支援ネットワーク会議 2 回開催

令和元年度 発達支援ネットワーク会議 2 回開催

医療的ケア児支援のためのガイドブック作成・配布 5,300 部

令和 2 年度 発達支援ネットワーク会議 2 回開催

評価 A

○ 評価・課題等

関係機関等が連携を図るための協議の場の設置については、医療的ケア児等支援の協議の場に「宇都宮市発達支援ネットワーク会議」を位置づけ、医療的ケア児支援の取組の方向性を整理し、医療的ケア児と家族のための支援ガイドブックを作成・配布等に取り組んでいます。

また、市内で在宅生活を送る医療的ケア児の実態について定期的に把握する体制を関係課等と構築しております。

今後も、引き続き、個々の児童の特性に合わせた適切な支援について関係機関等と連携し、支援に取り組んでいく必要があります。

(2) 障がい福祉サービス等の必要見込量等に関する進捗状況

① 訪問系サービスについて

訪問系サービスの利用状況を見ると最も利用の多い「居宅介護」は、必要に応じて 1 日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者ひとりひとりに必要な利用量を支給決定し、個別ニーズに柔軟に対応しているため、利用者が増加している状況です。

サービス種別 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援
利用量 (時間/月)

平成 30 年度 見込量 24,869 実績 23,023 令和元年度 見込量 26,724 実績 23,082

令和 2 年度 見込量 28,758

利用人数 (人分/月)

平成 30 年度 見込量 968 実績 905 令和元年度 見込量 1,051 実績 933

令和 2 年度 見込量 1,142

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用状況を見ると「生活介護」、「就労継続支援A型」及び「就労継続支援B型」等の利用量・利用人数が増加していますが、「就労定着支援」については、利用人数が見込みを大きく下回っている状況です。

サービス種別 生活介護 利用量(時間/月) 平成30年度 見込量 20,409 実績 19,914
令和元年度 見込量 21,020 実績 20,852 令和2年度 見込量 21,650

利用人数(人分/月) 平成30年度 見込量 1,036 実績 1,039

令和元年度 見込量 1,067 実績 1,064 令和2年度 見込量 1,099

自立訓練(機能訓練) 利用量(時間/月) 平成30年度 見込量 93 実績 88

令和元年度 見込量 93 実績 104 令和2年度 見込量 93

利用人数(人分/月) 平成30年度 見込量 6 実績 5

令和元年度 見込量 6 実績 5 令和2年度 見込量 6

宿泊型自立訓練 利用量(時間/月) 平成30年度 見込量 148 実績 96

令和元年度 見込量 148 実績 62 令和2年度 見込量 148

利用人数(人分/月) 平成30年度 見込量 5 実績 4

令和元年度 見込量 5 実績 2 令和2年度 見込量 5

自立訓練(生活訓練) 利用量(時間/月) 平成30年度 見込量 499 実績 410

令和元年度 見込量 499 実績 528 令和2年度 見込量 499

利用人数(人分/月) 平成30年度 見込量 29 実績 22

令和元年度 見込量 29 実績 31 令和2年度 見込量 29

就労移行支援 利用量(時間/月) 平成30年度 見込量 1,789 実績 1,682

令和元年度 見込量 1,875 実績 1,608 令和2年度 見込量 1,961

利用人数(人分/月) 平成30年度 見込量 104 実績 94

令和元年度 見込量 109 実績 89 令和2年度 見込量 114

就労継続支援(A型) 利用量(時間/月) 平成30年度 見込量 7,360 実績 6,685

令和元年度 見込量 8,080 実績 7,803 令和2年度 見込量 8,800

利用人数(人分/月) 平成30年度 見込量 368 実績 342

令和元年度 見込量 404 実績 404 令和2年度 見込量 440

就労継続支援(B型) 利用量(時間/月) 平成30年度 見込量 12,051 実績 11,410

令和元年度 見込量 12,887 実績 12,761 令和2年度 見込量 13,777

利用人数(人分/月) 平成30年度 見込量 677 実績 642

令和元年度 見込量 724 実績 702 令和2年度 見込量 774

就労定着支援 利用人数(人分/月) 平成30年度 見込量 53 実績 15

令和元年度 見込量 59 実績 34 令和2年度 見込量 64

療養介護 利用人数(人分/月) 平成30年度 見込量 52 実績 53

令和元年度 見込量 52 実績 52 令和2年度 見込量 52

短期入所 利用量（時間／月） 平成 30 年度 見込量 1,320 実績 1,271

令和元年度 見込量 1,399 実績 1,014 令和 2 年度 見込量 1,478

利用人数（人分／月） 平成 30 年度 見込量 150 実績 150

令和元年度 見込量 159 実績 126 令和 2 年度 見込量 168

③ 居住系サービス

居住系サービスの利用状況を見ると、「自立生活援助」については、新しいサービスであり、事業所数も少ないことなどから、利用人数が見込みを下回っている状況です。

「共同生活援助（グループホーム）」については、施設数が増加し、利用環境が整ったことにより、利用人数が増加し、見込みも上回っている状況です。

また、「施設入所支援」は、ほぼ横ばいとなっています。

サービス種別 自立生活援助 利用人数（人分／月） 平成 30 年度 見込量 2 実績 0

令和元年度 見込量 2 実績 0 令和 2 年度 見込量 2

共同生活援助（グループホーム） 利用人数（人分／月）

平成 30 年度 見込量 410 実績 443 令和元年度 見込量 435 実績 466

令和 2 年度 見込量 468

施設入所支援 利用人数（人分／月） 平成 30 年度 見込量 392 実績 379

令和元年度 見込量 390 実績 385 令和 2 年度 見込量 388

④ 相談支援系サービス

相談支援系サービスの利用状況を見ると「計画相談支援」が、サービス等利用計画の作成が支給決定の際に必須とされるため、障がい福祉サービス利用人数の増加に伴い、利用人数が増加し、見込みも上回っている状況です。

サービス種別 計画相談支援 利用人数（人分／月） 平成 30 年度 見込量 598 実績 663

令和元年度 見込量 600 実績 759 令和 2 年度 見込量 602

地域移行支援 利用人数（人分／月） 平成 30 年度 見込量 2 実績 2

令和元年度 見込量 2 実績 0 令和 2 年度 見込量 2

地域定着支援 利用人数（人分／月） 平成 30 年度 見込量 6 実績 4

令和元年度 見込量 8 実績 3 令和 2 年度 見込量 10

⑤ 障がい児支援系サービス

障がい児支援系サービスの利用状況を見ると「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業所が増加し、利用環境が整ったことにより利用者が増加しています。

また、それらを利用するために必要である「障がい児相談支援」の利用人数についても増加しており、見込みも上回っている状況です。

サービス種別 児童発達支援 利用量（時間／月）

平成30年度 見込量 2,340 実績 2,910 令和元年度 見込量 2,600 実績 3,739

令和2年度 見込量 2,860

利用人数（人分／月） 平成30年度 見込量 180 実績 260

令和元年度 見込量 200 実績 332 令和2年度 見込量 220

居宅訪問型児童発達支援 利用量（時間／月） 平成30年度 見込量 - 実績 -

令和元年度 見込量 6 実績 8 令和2年度 見込量 12

利用人数（人分／月） 平成30年度 見込量 - 実績 -

令和元年度 見込量 3 実績 2 令和2年度 見込量 6

医療型児童発達支援 利用量（時間／月） 平成30年度 見込量 170 実績 166

令和元年度 見込量 170 実績 109 令和2年度 見込量 170

利用人数（人分／月） 平成30年度 見込量 17 実績 21

令和元年度 見込量 17 実績 16 令和2年度 見込量 17

保育所等訪問支援 利用量（時間／月） 平成30年度 見込量 24 実績 10

令和元年度 見込量 26 実績 21 令和2年度 見込量 28

利用人数（人分／月） 平成30年度 見込量 12 実績 10

令和元年度 見込量 13 実績 12 令和2年度 見込量 14

放課後等デイサービス 利用量（時間／月） 平成30年度 見込量 9,810 実績 10,233

令和元年度 見込量 11,970 実績 12,191 令和2年度 見込量 14,130

利用人数（人分／月） 平成30年度 見込量 1,090 実績 908

令和元年度 見込量 1,330 実績 1,093 令和2年度 見込量 1,570

障がい児相談支援 利用人数（人分／月） 平成30年度 見込量 60 実績 74

令和元年度 見込量 80 実績 92 令和2年度 見込量 100

（3） 地域生活支援事業の実施に関する進捗状況

地域生活支援事業については、相談支援事業や意思疎通支援事業などの必須事業のほか、訪問入浴サービス事業や日中一時支援事業などの任意事業を幅広く実施しています。

移動支援事業や日中一時支援事業（放課後支援型）は、類似サービスの影響などにより、利用量・利用人数が見込みを下回っていますが、全体的にみると、概ね見込みどおりとなっています。

サービス種別 理解促進研修・啓発事業 実施状況
平成30年度 見込量 実施 実績 実施 令和元年度 見込量 実施 実績 実施
令和2年度 見込量 実施

自発的活動支援事業 実施状況 平成30年度 見込量 実施 実績 実施
令和元年度 見込量 実施 実績 実施 令和2年度 見込量 実施

障がい者相談支援事業 実施見込み(箇所数) 平成30年度 見込量8 実績8
令和元年度 見込量8 実績8 令和2年度 見込量8

基幹相談支援センター 設置状況 平成30年度 見込量 設置 実績 設置
令和元年度 見込量 設置 実績 設置 令和2年度 見込量 設置

成年後見制度利用支援事業 利用人数(人/年) 平成30年度 見込量3 実績3
令和元年度 見込量3 実績0 令和2年度 見込量3

成年後見制度法人後見支援事業 実施状況 平成30年度 見込量 実施 実績 実施
令和元年度 見込量 実施 実績 実施 令和2年度 見込量 実施

手話通訳・要約筆記者派遣事業 利用件数(人/月) 平成30年度 見込量185 実績152
令和元年度 見込量205 実績144 令和2年度 見込量225

手話通訳者設置事業 設置人数(人/年) 平成30年度 見込量2 実績2
令和元年度 見込量2 実績2 令和2年度 見込量2

介護・訓練支援用具 給付件数(件/月) 平成30年度 見込量3 実績2
令和元年度 見込量3 実績3 令和2年度 見込量3

自立生活支援用具 給付件数(件/月) 平成30年度 見込量7 実績6
令和元年度 見込量7 実績7 令和2年度 見込量7

在宅療養等支援用具 給付件数(件/月) 平成30年度 見込量9 実績8
令和元年度 見込量9 実績6 令和2年度 見込量9

情報・意思疎通支援用具 給付件数(件/月) 平成30年度 見込量12 実績10
令和元年度 見込量12 実績8 令和2年度 見込量12

排泄管理支援用具 給付件数(件/月) 平成30年度 見込量204 実績187
令和元年度 見込量204 実績196 令和2年度 見込量204

居宅生活動作補助用具 給付件数(件/月) 平成30年度 見込量2 実績1
令和元年度 見込量2 実績1 令和2年度 見込量2

手話奉仕員養成研修事業 講習修了見込み者数 (人/年)

平成 30 年度 見込量 45 実績 47 令和元年度 見込量 45 実績 47

令和 2 年度 見込量 50

移動支援事業 利用量 (時間/月) 平成 30 年度 見込量 4,150 実績 2,819

令和元年度 見込量 4,213 実績 2,808 令和 2 年度 見込量 4,285

利用人数 (人/月) 平成 30 年度 見込量 403 実績 306

令和元年度 見込量 409 実績 302 令和 2 年度 見込量 416

地域活動支援センター 設置数 平成 30 年度 見込量 15 実績 15

令和元年度 見込量 15 実績 14 令和 2 年度 見込量 15

利用人数 (人/月) 平成 30 年度 見込量 193 実績 171

令和元年度 見込量 193 実績 174 令和 2 年度 見込量 193

障がい児等療育支援事業 実施見込み (箇所数) 平成 30 年度 見込量 1 実績 1

令和元年度 見込量 1 実績 1 令和 2 年度 見込量 1

手話通訳・要約筆記者養成研修事業 講習修了見込み者数 (人/年)

平成 30 年度 見込量 35 実績 29 令和元年度 見込量 35 実績 14

令和 2 年度 見込量 39

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 講習修了見込み者数 (人/年)

平成 30 年度 見込量 10 実績 9 令和元年度 見込量 10 実績 7 令和 2 年度 見込量 10

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 利用人数 (人/年)

平成 30 年度 見込量 6 実績 7 令和元年度 見込量 6 実績 6 令和 2 年度 見込量 6

福祉ホーム事業 設置数 平成 30 年度 見込量 2 実績 2

令和元年度 見込量 2 実績 2 令和 2 年度 見込量 2

訪問入浴サービス事業 利用人数 (人/月) 平成 30 年度 見込量 32 実績 26

令和元年度 見込量 32 実績 25 令和 2 年度 見込量 32

日中一時支援事業 日中支援型 利用量 (回/月)

平成 30 年度 見込量 2,433 実績 2,328 令和元年度 見込量 2,433 実績 2,367

令和 2 年度 見込量 2,433

利用人数 (人/月) 平成 30 年度 見込量 418 実績 472

令和元年度 見込量 418 実績 446 令和 2 年度 見込量 418

放課後支援型 利用量 (回/月) 平成 30 年度 見込量 850 実績 697

令和元年度 見込量 765 実績 566 令和 2 年度 見込量 688

利用人数 (人/月) 平成 30 年度 見込量 133 実績 123

令和元年度 見込量 120 実績 95 令和 2 年度 見込量 108

医療的ケア 利用量 (回/月) 平成 30 年度 見込量 218 実績 283

令和元年度 見込量 223 実績 308 令和 2 年度 見込量 228

利用人数 (人/月) 平成 30 年度 見込量 49 実績 49

令和元年度 見込量 50 実績 55 令和 2 年度 見込量 51

障がい児支援体制整備 実施状況 平成 30 年度 見込量 実施 実績 実施

令和元年度 見込量 実施 実績 実施 令和 2 年度 見込量 実施

巡回支援専門員整備 実施状況 平成 30 年度 見込量 実施 実績 実施

令和元年度 見込量 実施 実績 実施 令和 2 年度 見込量 実施

スポーツ・レクレーション教室開催等 実施状況

平成 30 年度 見込量 実施 実績 実施 令和元年度 見込量 実施 実績 実施

令和 2 年度 見込量 実施

文化芸術活動振興 実施状況 平成 30 年度 見込量 実施 実績 実施

令和元年度 見込量 実施 実績 実施 令和 2 年度 見込量 実施

点字・声の広報等発行 実施状況 平成 30 年度 見込量 実施 実績 実施

令和元年度 見込量 実施 実績 実施 令和 2 年度 見込量 実施

奉仕員養成研修 実施状況 平成 30 年度 見込量 実施 実績 実施

令和元年度 見込量 実施 実績 実施 令和 2 年度 見込量 実施

障がい者虐待防止対策支援 実施状況 平成 30 年度 見込量 実施 実績 実施

令和元年度 見込量 実施 実績 実施 令和 2 年度 見込量 実施

緊急一時保護事業 実施状況 平成 30 年度 見込量 実施 実績 実施

令和元年度 見込量 実施 実績 実施 令和 2 年度 見込量 実施

6 課題の総括

2 から 5 を踏まえ、「第 6 期サービス計画」・「第 2 期障がい児計画」策定に向けた本市における課題を総括します。

(1) 地域生活への移行や親なき後への対応

地域生活への移行や親なき後への対応を図るため、「相談支援や緊急時の受入体制の充実」、「本人や親への障がい福祉サービス等の理解促進・本人の自立に向けた支援の充実」、「グループホームの設置促進」、「地域への障がいの理解啓発」、「地域における関係機関の連携体制の充実」など地域生活を支援する体制の充実が必要です。

(2) 一般就労への移行等

障がい福祉サービスを通じて、一般就労により多くつなげるため、「関係機関や企業と就労支援に関する情報共有及び連携の促進」、「就労定着に向けた支援の充実」など就労支援の充実が必要です。

(3) 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス・地域生活支援事業

共通事項

サービス利用者の利用実態や事業所の動向を踏まえた、利用者に対する必要な利用量を見込み、必要なサービスが適切に受けられる体制の確保やサービスの質の向上、また、それを担う人材の確保を図るための取組が必要です。

障がい福祉サービス・地域生活支援事業

地域で安心した生活が送れるようにするため、利用ニーズ等が高い「相談支援」、「共同生活援助」など障がい福祉サービス・地域生活支援事業の更なる充実が必要です。

障がい児福祉サービス

「計画相談支援」、「医療的ケア児等を支援する関係機関等との連携」など、障がい児の障がい特性や個々の状態に応じたサービスの更なる充実強化が必要です。

第3章 障がい福祉サービス計画・障がい児福祉サービス計画の基本理念等

1 計画の基本理念

「第5次プラン」の基本理念である「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 共生社会」の実現を目指すとともに、国の基本指針に即し、以下(1)～(7)を踏まえ、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を図るための「第6期サービス計画・第2期障がい児計画」を策定します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進める必要があります。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、より一層のサービスの充実に努めます。

(3) 地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、親なき後や、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める必要があります。

特に、親なき後や地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があります。例えば、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、地域生活の継続が可能となるようサービス提供体制を確保する必要があります。

また、地域生活支援の体制の整備に当たっては、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親なき後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や関連事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域の精神保健・医療・福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できるインクルーシブ社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。このことを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりに取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要があります。

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援する必要があります。このため、障がい児及びその家族に、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援の充実を図ることにより、支援体制を構築する必要があります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築する必要があります。

さらに、障がい児が障がい児通所支援等のサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョンを推進する必要があります。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障がい者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で計画的に推進します。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのために、関係者と協力して、多職種間の連携の推進、専門性を高めるための研修の実施などの取組を推進する必要があります。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて、支援をする必要があります。近年の法律の制定等を踏まえて、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る必要があります。

2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、「1 計画の基本理念」や前期計画の課題等を踏まえ、次に掲げる点に配慮しながら、目標値の設定や見込量の確保に努めます。

(1) 必要な訪問系サービスの確保

訪問系サービス（居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障がい者等包括支援）の充実を図り，必要な訪問系サービスの確保に努めます。

(2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの確保

希望する障がい者等への日中活動系サービス（生活介護，短期入所，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援，就労定着支援等）が提供されるよう，必要な日中活動系サービスの確保に努めます。

(3) グループホームの充実及び地域生活支援体制の機能の充実

親なき後などにおいて，障がいのある人が，住み慣れた地域で継続して暮らすための居住の場として，グループホームの充実を図るとともに，自立生活援助，地域移行支援等の推進により，地域生活の継続の支援に努めます。

なお，地域生活への移行を進めるに当たっては，重度化・高齢化した障がい者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障がい者であっても地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう，適切に福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努めるとともに，必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを確保することによって，障がい者等の地域における生活の継続が図られるように努めます。

さらに，地域生活支援体制の整備による地域生活支援の機能をさらに強化するため，その機能を担う個々の機関が有機的な連携の下に障がい者等に対する支援を確保することで，機能の充実を図る必要があります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援及び就労定着支援等の推進により，障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める必要があります。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の整備が必要です。

(1) 相談支援体制の整備

障がい福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画は、まず、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を確保し、維持することが重要です。その上で、個別の計画の作成に当たっては、連続性及び一貫性を持ったサービス等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を確認の上、必要に応じた見直しを行うことが重要です。このため、障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障がい福祉サービス等の社会的基盤の整備の実情を把握し、相談支援事業所の充実のため、必要な施策を確保していく必要があります。なお、これらの取組を効果的に進めるため、基幹相談支援センターにおいて、相談支援に関して指導的役割を担う人材を確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要です。

相談支援体制に関しては、検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う必要があります。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の整備が進むことに伴い、障がい者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握を行うことを通じて、地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、障がい者支援施設等に入所又は精神科病院に入院している障がい者等の人数等を勘案した上で、地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図る必要があります。

さらに、障がい者支援施設等から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていくことが重要です。

（３）発達障がい者等に対する支援

発達障がいについては、適切な発達及び円滑な社会生活の促進のため、早期発見、早期療育による適切な支援や教育が必要であり、ライフステージに応じた一貫した支援を行うことや、発達障がいの特性理解や合理的配慮のためのより一層の普及啓発が重要です。

（４）協議会の運営等

障がい者への支援の体制整備を図るため、関係機関、関係団体、障がい者等及びその家族、福祉・医療・教育又は雇用に関連する職務に従事する者、その他関係者により構成される自立支援協議会を設置し、地域における様々な課題解決に取り組んでいます。さらに下部組織として就労、相談、地域生活支援体制等に関する部会を設置し、地域課題の把握と検討を行っています。また、発達の遅れや障がいのある児童に対し、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係機関や団体の連携強化を目的とした「発達支援ネットワーク会議」を設置しています。これらの協議会において、関係機関等の有機的な連携の下で地域課題の解決に向けた積極的な提言を行うことが重要です。

４ 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児については、障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保や保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

(1) 地域における支援体制の整備

障がい児通所支援等における障がい児やその家族に対する支援については、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で相談やサービスが提供できるように、地域における支援体制を整備する必要があります。児童発達支援センターは、障がいの重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、事業所と緊密な連携を図り、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図る必要があります。

さらに、障がい児通所支援事業所は、障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要があります。

(2) 保育，保健医療，教育等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援の体制整備に当たっては、保育所等の子育て支援施策や、放課後児童健全育成事業等の教育支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。また、障がい児の早期の発見や支援，健全な育成を進めるため，母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに，関係部局との連携体制を確保する必要があります。

また，放課後等デイサービス等の障がい児通所支援の実施に当たっては，関連施策との緊密な連携の促進に資する実施形態を検討することが重要です。

(3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

保育所等訪問支援を活用し，障がい児通所支援事業所等が保育所，小学校，放課後児童健全育成事業等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより，障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進を図る必要があります。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように，地域における重症心身障がい児の人数やニーズを把握するとともに，課題の整理や地域資源の開発等を行いながら，支援体制の充実を図る必要があります。

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障がい児支援等の充実を図る必要があります。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、行政機関、病院・診療所、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業所、相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の関係者が連携を図るための協議の場を設け、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要です。なお、この場においては、障がい児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが重要です。

さらに、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進することが重要です。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う必要があります。

（５）障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障がい者に対する相談支援と同様に、障がい児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援体制の構築を図る必要があります。

第4章 令和5年度の目標の設定

本市では、これまでのサービス計画において、施設に入所している障がい者の地域生活への移行や、福祉施設を利用している障がい者の一般企業などでの就労に向けた移行についての目標設定を行い、さらに目標を達成するための方策を定め、取り組んできました。

「第6期サービス計画・第2期障がい児計画」においても、国の基本指針やこれまでの進捗状況及び現状等を踏まえ、新たに目標を設定するとともに、目標を達成するための取組を推進していきます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標設定の背景

障がい者の入所施設において、長期入所が常態化している中、施設や病院で介護するのではなく、地域で自立した生活を営むことを促進するため目標設定するものです。

(1) 入所施設から地域生活への移行者数

今回の国の基本指針は、令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行することを基本としています。

今回の本市の目標は、これまで、本市においては、施設入所者の地域移行に取り組んでおり、施設に入所している障がい者のうち、障がい支援区分が比較的軽度である対象者のほとんどの方が家庭復帰やグループホームなどへ移行しています。現在、本市の施設入所者は、重度化・高齢化や入所期間が長期化しており、今後の地域移行は近年と同様に少数しか見込まれませんが、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を強化し、障がい者本人や家族の思いや希望を受けとめながら、本人が選択した生活の場において暮らし続けることができるよう、必要な支援や調整を行うとともに、在宅サービスの充実やグループホームの整備を促進しながら、毎年度およそ3人の地域移行を見込み、令和5年度末時点の地域生活へ移行する方の割合を令和元年度末の施設入所者（385人）の3%（12人）以上を地域生活へ移行することを目標とします。

（２）施設入所者の削減数

今回の国の基本指針は、令和 5 年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本としています。

今回の本市の目標は、（１）と同様に、これまで、本市においては、施設入所者の地域移行に取り組んでおり、施設に入所している障がい者のうち、障がい支援区分が比較的軽度である対象者のほとんどの方が家庭復帰やグループホームなどへ移行し、さらに本市の施設入所者は、重度化・高齢化や入所期間が長期化している状況です。また、短期入所などを利用しながら市内の入所施設の空床を待つ重度の障がい者等が多数いることなどを踏まえて、令和 5 年度末時点での施設入所者数については、令和元年度末時点の施設入所者数の現状維持（385 人）とすることを目標とします。

目標達成に向けた取組は

地域生活への移行を促進するため、住まいの場として重要な選択肢の一つとなるグループホームの整備を促進します。

本人や家族の思いや希望を受け止めながら、必要な情報について基幹相談支援センターが中心となり、行政、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関が共有し、個別の状況・ニーズに応じて必要な支援を検討します。

必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの事業所における提供体制の充実が図られるよう取組を検討し、実施します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

目標設定の背景

精神障がい者の地域移行を進めるためには、精神科病院や関連事業者による努力だけでは限界があり、行政を含めた地域の精神保健・医療・福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築する必要があります。このため、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため目標設定するものです。

今回の国の基本指針は、市町村障害福祉計画において、成果目標の設定はありません。

今回の本市の目標は、精神障がい者が地域へ移行し、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場において、精神障がい者の地域移行に係る目標を設定し、関係者が情報共有や連携を図りながら、支援を実施することを目標とします。

目標達成に向けた取組は

基幹相談支援センターが中心となり、日頃から行政、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関が、地域移行支援の利用が有効と思われる入院患者についての情報共有、潜在的なニーズの掘り起こしを行います。

上記のニーズに対し、国・県や近隣市町における「地域包括ケアシステム」への対応について情報収集等を行いながら、支援方法等を検討します。

「入院中の精神障がい者の地域生活支援」に必要な取組について、医療、当事者団体、行政等の関係機関が、それぞれの立場から、現状の取組状況や課題等について意見交換を行います。

市民（地域住民）への精神障がいに関する理解啓発を行います。

3 地域生活支援体制(※)の機能の充実

目標設定の背景

地域には、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所、病院、施設など、障がい者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域において整備が進められているところですが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分ではないことから、今後、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援体制の積極的な整備を推進していくことを目指すため目標設定するものです。

※国の基本指針では地域生活支援拠点等と表記していますが、本市では既存の地域資源を有機的に連携して結び付ける面的整備の拠点づくりを目指しているため、「拠点」ではなく、「体制」と表記しています。

今回の国の基本指針は、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本としています。

今回の本市の目標は、本市の地域生活支援体制について、整備後においても、各機能の充実に図るため、令和5年度末までの間、体制を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを目標とします。

目標達成に向けた取組は

様々な地域資源の連携を強化し、地域生活支援体制の機能の充実を図るため、自立支援協議会等において、体制に係る運用状況の検証及び検討を行い、課題等を共有します。

基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターを中心に、相談支援の充実を図るとともに、身近に支援者がいない人の緊急時の相談支援についても実施していきます。

親なき後を見据え、障がい者が介護者からの自立を体験できる機会として、体験的宿泊支援事業（グループホームや短期入所の体験利用）を実施します。

また、各機能の充実を図ることができるよう、それらの課題に対応するため、各種取組について、十分に検討・検証を行います。

4 福祉施設利用者の一般就労への移行等

目標設定の背景

病院や施設で過ごす障がい者が地域で生活するためには、企業や官公庁等で働き、収入を得たり、社会とのつながりを構築し、自己実現をはかることが大変重要な意義をもつため、就労移行支援事業等の障がい福祉サービスを通じて一般就労によりつなげられるよう、目標設定するものです。

(1) 一般就労への移行

今回の国の基本指針は、令和5年度中に就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度末実績の1.27倍以上とすることを基本としています。（うち、就労移行支援事業が1.30倍以上、就労継続支援A型事業が1.26倍以上、就労継続支援B型事業が1.23倍以上）

今回の本市の目標は、これまでに引き続き企業と就労系事業所との意見交換会や就労系事業所見学会を開催するなどの取り組みを行い、国の基本指針に即して、毎年度およそ5人の一般就労移行者数を見込み、令和5年度中に就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績（71人）の1.27倍（91人）以上（うち、就労移行支援事業が1.30倍以上、就労継続支援A型事業が1.26倍以上、就労継続支援B型事業が1.23倍以上）とすることを目標とします。

（２）就労定着支援事業の利用者数

今回の国の基本指針は、令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本としています。

今回の本市の目標は、本市においては、就労移行支援事業等の利用者数の増加に伴い、平成 30 年度から開始された就労定着支援事業の利用者数についても増加しています。今後とも、本人の状況に応じてサービス等利用計画に基づき適切な支給決定をしながら、令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

(3) 就労定着支援事業所の就労定着率

今回の国の基本指針は、令和5年度末における就労定着支援事業のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本としています。

今回の本市の目標は、利用者が直面する課題や対応する事業所の動向を注視しながら、国の基本指針に即して、令和5年度末における就労定着支援事業のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

目標達成に向けた取組は

就労移行支援事業所や障がい者就業・生活支援センター、ハローワークなどで構成する自立支援協議会就労支援部会において、一般就労に関する情報共有を図るとともに、一般就労への移行に向けた必要な支援を検討します。

関係機関との共催によるガイダンスや講座などに取り組むことにより、事業所における一般就労の取組を支援します。

5 障がい児支援の提供体制の充実

目標設定の背景

発達の遅れが気になる子どもや医療的なケアを必要とする子どもが増えており、こうした支援の必要な子どもが適切な時期に適切な支援を受けられるよう、計画的に事業を推進するため、目標設定するものです。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

今回の国の基本指針は、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本としています。また、障がい児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進するため、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

今回の本市の目標は本市においては、現在、福祉型児童発達支援センターが2箇所（市設置1，県設置1），医療型児童発達支援センターが2箇所（市設置1，県設置1）設置されており，既に国が求める指針を満たし，サービス供給体制が確保されている状況です。このため，民間事業所に対し，サービスの質の維持・向上を図るため，必要な支援を実施することを目標とします。

また，現在，保育所等訪問支援事業を実施する事業所が3箇所（市直営1，民間事業所2）あり，サービス供給体制が確保されている状況です。今後とも，サービスを必要とする人が支援を受けることができるよう，保護者及び事業所へ理解を得ながら利用促進を図ることを目標とします。

（2）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

今回の国の基本指針は，重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように，令和5年度末までに，主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本としています。

今回の本市の目標は、本市においては、現在、重症心身障がい児を支援できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がそれぞれ 2 箇所まで運営されており、既に国が求める指針を満たし、サービス供給体制は確保できている状況です。

今後は、重症心身障がい児のニーズ等を踏まえて、児童発達支援及び放課後等デイサービスの各施設においても重症心身障がい児を受け入れられるよう事業所の理解を得ながら受入促進を図ることを目標とします。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

今回の国の基本指針は、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和 5 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

今回の本市の目標は、本市においては、医療的ケア児等の支援について保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関・団体等との連携が確保できるよう、発達支援ネットワーク会議を協議の場として設置しております。今後は、医療的ケア児等のより適切な支援に向け、協議の場の充実に取り組むことを目標とします。

また、医療的ケア児等が必要とする多種多様なニーズに対し、適切かつ効果的に支援やサービスを提供するために、医療的ケア児等の支援に関するコーディネート機能の充実強化を図ることを目標とします。

目標達成に向けた取組は

地域の療育支援施設等のサービスの質の維持・向上を図るため、児童発達支援センターは、地域の中核的な拠点施設として有する専門機能を活かし、障がい児を預かる施設等へ広くノウハウ等を提供するほか、研修会等の充実・強化に取り組みます。

保育所等訪問支援のサービス利用について、これまでの取組に加え、保護者及び事業所に対し、あらゆる機会を利用して理解促進に努めます。

重症心身障がい児の受入れについて、民間事業所との意見交換等を通じて、受入 事業所の拡充に取り組みます。

医療的ケア児等に、より適切な支援ができるよう、関係機関・団体等との実務担当者間の連携の場を設け、支援の充実強化に取り組みます。

本市が必要とする医療的ケア児等の支援に関するコーディネート機能の充実・強化を図るとともにコーディネーターの配置などについて、国の動向を注視しながら必要な対応をしていきます。

6 相談支援体制の充実・強化

目標設定の背景

更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、総合的・専門的な相談支援体制の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていくため、目標設定するものです。

今回の国の基本指針は、令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

今回の本市の目標は、本市においては、基幹相談支援センター（直営）、障がい者生活支援センター（委託）及び指定特定相談支援事業所による相談支援体制となっており、引き続き、連携を強化しながら、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援を着実に推進していくことを目標とします。

目標達成に向けた取組は

基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターにおいて、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

相談支援を実施する中で、本人や親に対して、障がい福祉サービス等についての更なる理解促進を図ります。

地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言等を行います。

地域の相談支援事業者の人材育成の支援を行います。

自立支援協議会相談支援部会等を活用して、地域における課題に対する検討を行います。

7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

目標設定の背景

障がい福祉サービスの多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められており、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくための取組を実施するための体制を構築する必要があるため、目標設定するものです。

今回の国の基本指針は、令和5年度末までに、各都道府県や各市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

国が想定する障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組は
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析・活用等
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の適正な実施 です。

今回の本市の目標は、本市において、障がい福祉サービス等の質を向上させるため、引き続き、県等が実施する研修への参加、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用及び適正な指導監査の実施に取り組むことを目標とします。

目標達成に向けた取組は
障がい福祉サービス等に係る理解を深めるため、栃木県等が実施する研修等へ、職員が積極的に参加します。
請求の過誤等を無くすため、障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を確認し、その内容に応じて、適宜、事業所に請求方法等についての指導を実施します。
適正な運営を行う事業所を確保するため、指導監査を適切に実施します。

第5章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込み及び見込量確保の方策

本市では、これまでのサービス計画において、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みを設定し、その見込量を確保するための方策に取り組んできました。

「第6期サービス計画・第2期障がい児計画」においても、国の基本指針に基づき、現在の利用者数を基礎として、直近の利用者の実績などを勘案し、各サービスの利用実態を踏まえ、令和3年度から令和5年度の見込量（利用量，利用人数）を設定するとともに、その見込量を確保するための方策に取り組んでいきます。

1 訪問系サービス

（1）見込みの考え方

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、サービスを必要とする人に必要なサービスの提供を確保する観点から、直近の利用者の実績等を考慮して、見込量を設定します。

なお、訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援）は、国の基本指針に即して、見込量を一括して見込みます。

令和2年度の実績は 利用量 1か月あたり 26,150 時間

利用人数 1か月あたり 993 人分

第6期の見込みは 利用量 1か月あたり

令和3年度 27,236 時間 令和4年度 28,404 時間

令和5年度 29,672 時間

利用人数 1か月あたり

令和3年度 1,046 人分 令和4年度 1,104 人分

令和5年度 1,168 人分

令和2年度実績は見込みであり、以下のサービスも同様です。

（2）現状と課題

令和2年8月現在、市内に居宅介護を提供する事業所が68か所、重度訪問介護を提供する事業所が44か所、同行援護を提供する事業所が31か所、行動援護を提供する事業所が11か所あります。（重度障がい者等包括支援を提供する事業所は0か所、休止中の事業所も含まれます。）

今後も在宅サービスの需要は伸びていくと見込まれる中、地域生活への移行を促進していくうえで、サービスを提供する事業所の供給体制が十分であるか、留意しながら進めていくことが必要です。

見込量確保のための方策

事業所へのヘルパー養成・研修事業等の充実や県等の事業の周知により、人材の確保や質の高いサービス提供が図られるよう努めます。

相談支援体制を強化し、障がい者本人や家族の思いや希望を受けとめながら、本人が選択した生活の場において暮らし続けることができるよう、サービス等利用計画に基づく適正な支給を行います。

2 日中活動系サービス

(1) 見込みの考え方

障がい者の日常生活に必要な能力・知識等の向上を図る訓練や生産活動、社会参加を促進するためのサービス等の充実を図るとともに、施設での介護を必要とする障がい者へのサービスを確保する観点から、直近の利用者の実績等を考慮して、見込量を設定します。

生活介護について 令和2年度の実績は 利用量 1か月あたり 22,358人日分

利用人数 1か月あたり 1,096人分

第6期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和3年度 23,032人日分

令和4年度 23,725人日分 令和5年度 24,439人日分 利用人数 1か月あたり

令和3年度 1,129人分 令和4年度 1,163人分 令和5年度 1,198人分

自立訓練（機能訓練）について 令和2年度の実績は 利用量 1か月あたり 104人日分

利用人数 1か月あたり 6人分

第6期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和3年度 104人日分

令和4年度 104人日分 令和5年度 104人日分 利用人数 1か月あたり

令和3年度 6人分 令和4年度 6人分 令和5年度 6人分

宿泊型自立訓練について 令和2年度の実績は 利用量 1か月あたり 93人日分

利用人数 1か月あたり 3人分

第6期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和3年度 93人日分 令和4年度 93人日分

令和5年度 93人日分 利用人数 1か月あたり

令和3年度 3人分 令和4年度 3人分 令和5年度 3人分

自立訓練（生活訓練）について 令和2年度の実績は 利用量 1か月あたり 634人日分

利用人数 1か月あたり 32人分

第6期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和3年度 634人日分

令和4年度 634人日分 令和5年度 634人日分

利用人数 1か月あたり 令和3年度 32人分 令和4年度 32人分 令和5年度 32人分

就労移行支援について 令和2年度の実績は 利用量 1か月あたり 1,889人日分
利用人数 1か月あたり 101人分

第6期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和3年度 1,964人日分
令和4年度 2,038人日分 令和5年度 2,113人日分 利用人数 1か月あたり
令和3年度 105人分 令和4年度 109人分 令和5年度 113人分

就労継続支援A型について 令和2年度の実績は 利用量 1か月あたり 9,564人日分
利用人数 1か月あたり 449人分

第6期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和3年度 10,607人日分
令和4年度 11,779人日分 令和5年度 13,078人日分 利用人数 1か月あたり
令和3年度 498人分 令和4年度 553人分 令和5年度 614人分

就労継続支援B型について 令和2年度の実績は 利用量 1か月あたり 14,637人日分
利用人数 1か月あたり 743人分

第6期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和3年度 15,524人日分
令和4年度 16,450人日分 令和5年度 17,435人日分
利用人数 1か月あたり 令和3年度 788人分 令和4年度 835人分
令和5年度 885人分

就労定着支援について 令和2年度の実績は 利用人数 1か月あたり 36人分

第6期の見込みは 利用人数 1か月あたり
令和3年度 48人分 令和4年度 56人分 令和5年度 64人分

療養介護について

令和2年度の実績は 利用人数 1か月あたり 52人分

第6期の見込みは 利用人数 1か月あたり
令和3年度 52人分 令和4年度 52人分 令和5年度 52人分

短期入所について 令和2年度の実績は 利用量 1か月あたり 1,195人日分
利用人数 1か月あたり 144人分

第6期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和3年度 1,195人日分
令和4年度 1,195人日分 令和5年度 1,195人日分

利用人数 1か月あたり 令和3年度 144人分 令和4年度 144人分 令和5年度 144人分

(2) 現状と課題（生活介護から短期入所まで）

令和2年8月現在、市内に生活介護の事業所が38か所、自立訓練（機能訓練）の事業所が1か所、自立訓練（生活訓練）の事業所が4か所、療養介護の事業所が1か所、短期入所の事業所が22か所あります。今後も、サービスの必要性が高くなることから、その需要増に対し、供給体制が十分であるか、留意しながら進めていく必要があります。短期入所については、利用者数に対する事業所の定員が一定確保されているものの、利用したいときに利用できないなどの声も聞こえており、利用状況に偏りがある等の可能性があるため、更なる利用実態の把握が必要であり、そこから見出される課題に対応する必要があります。

現状と課題（就労系サービス）

令和2年8月現在、市内に就労移行支援を提供する事業所が15か所、就労継続支援A型を提供する事業所が23か所、就労継続支援B型を提供する事業所が47か所、就労定着支援を提供する事業所が7か所あります。

今後も障がい者の経済的自立へ向けて、就労移行支援事業所と連携しながら一般就労への移行を促進し、また、一般就労が困難な障がい者においては、就労継続支援A・B型利用者等の工賃向上のための支援が必要です。

就労定着支援については、就労に伴う悩みや生活面の不安を解決できるよう、職場・家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行うサービスであり、今後も需要や事業所の参入動向を注視しながら、利用を促進していく必要があります。

（3）見込量確保のための方策（生活介護から短期入所まで）

今後も、生活介護の利用量の増加が見込まれるため、サービスを提供する事業所の供給体制が不足しないか等について確認しながら、必要に応じて、障がい者福祉施設整備費補助金の活用も含め、事業所への支援を行います。

短期入所について、引き続き、利用者や事業者の意見を聴取するなど更なる現状把握を行い、見出された課題について対策を検討し、その対応を実施します。

見込量確保のための方策（就労系サービス）

本人の希望や状況に応じて、障がい福祉サービスを受けられるよう、「就労系障がい福祉サービス事業所ガイドブック」を作成し、サービス利用希望者へ周知します。

就労移行支援事業所やハローワーク、商工会議所などで構成する自立支援協議会就労支援部会において一般就労に関する情報共有を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、事業所における一般就労の取組を支援し、利用者の受入や支援体制の充実につなげます。

一般就労が困難な障がい者が、それぞれの特性に応じて生き生きと働くことができるよう、「工賃向上等支援事業」など障がい者施設の自主製品の発注促進や販路拡大、役務の受注促進等を支援し、就労継続支援事業所における障がい者の工賃向上と雇用の創出に取り組むことにより、利用者の受入や支援体制の充実につなげます。

日中活動系サービス必要事業所数（必要定員数）の見込みについて

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がい福祉サービスにおける日中活動系サービスの令和3年度から令和5年度の見込量（利用人数・利用量）について、令和2年度におけるそれぞれの市内障がい福祉サービス事業所の定員数と比較し、今後必要となる市内の事業所定員数を以下のとおり見込みます。

市内障がい福祉サービス事業所定員数の見込み

生活介護 令和2年度総定員は 873人

利用人数見込みは 令和3年度 1,129人 令和4年度 1,163人 令和5年度 1,198人

市外施設利用者数は 280人 ※1

※1 市外施設の入所者（約280名）については、主にその市外施設に併設する生活介護を利用しています。

令和5年度末までに必要な定員数は プラス45人（Aマイナス（BマイナスC））

自立訓練（機能訓練） 令和2年度総定員は 30人（A）

利用人数見込みは 令和3年度 6人 令和4年度 6人 令和5年度 6人（B）

市外施設利用者数は 1人（C）

令和5年度末までに必要な定員数は 0人（Aマイナス（BマイナスC））

自立訓練（生活訓練） 令和2年度総定員は 65人（A）

利用人数見込みは 令和3年度 32人 令和4年度 32人 令和5年度 32人（B）

市外施設利用者数は 4人（C）

令和5年度末までに必要な定員数は 0人（Aマイナス（BマイナスC））

就労移行支援 令和2年度総定員は 198人（A）

利用人数見込みは 令和3年度 105人 令和4年度 109人 令和5年度 113人（B）

市外施設利用者数は 5人（C）

令和5年度末までに必要な定員数は 0人（Aマイナス（BマイナスC））

就労継続支援A型 令和2年度総定員は 379人（A）

利用人数見込みは 令和3年度 498人 令和4年度 553人 令和5年度 614人（B）

市外施設利用者数は 50人（C）

令和5年度末までに必要な定員数は 185人（Aマイナス（BマイナスC））※2

※2 事業所全体の総定員よりも総契約者数が多く、それに伴い、利用者数が定員数よりもはるかに多い状況となっていますが、各利用者が隔日等で利用しているため、定員を超えてサービスを提供している事業所はありません。

3 居住系サービス

(1) 見込みの考え方

居住系サービスについては、親なき後や地域生活への移行に対応するため、必要なサービスの提供を確保する観点から、直近の実績等を考慮して、見込量を設定します。また、施設入所支援については、計画の数値目標と合わせて見込みます。

自立生活援助について 令和2年度の実績は 利用人数 1か月あたり 2人

第6期の見込みは 利用人数 1か月あたり

令和3年度 3人分 令和4年度 4人分 令和5年度 5人分

共同生活援助（グループホーム） 令和2年度の実績は 利用人数 1か月あたり 501人分

第6期の見込みは 利用人数 1か月あたり

令和3年度 613人分 令和4年度 661人 令和5年度 713人

施設入所支援 令和2年度の実績は 利用人数 1か月あたり 384人分

第6期の見込みは 利用人数 1か月あたり

令和3年度 385人分 令和4年度 385人分 令和5年度 385人分

(2) 現状と課題

令和2年8月現在、市内に自立生活援助を提供する事業所が1か所、共同生活援助（グループホーム）を提供する事業所が33か所、施設入所支援を提供する事業所が8か所あります。

自立生活援助については、全国的にみても利用者が少ない状況ではありますが、本市において、令和2年8月に1か所の事業所でサービスの提供が開始され、2名の利用が開始されたことなどから、サービス提供の実態や利用ニーズ等について、引き続き現状把握を行い、そこから見出される課題に対応する必要があります。

グループホームについては、一定、数は増えてきていますが、今後の親なき後への備えや地域生活への移行などへの対応に必要な施設でありますことから、引き続き、整備の促進をしていく必要があります。

施設入所支援については、障がい支援区分が比較的軽度である対象者のほとんどが家庭復帰やグループホームなどへ移行し、さらに重度化・高齢化や入所期間が長期化していること、また、短期入所などを利用しながら市内の入所施設の空床を待つ待機者が多数いることなどから、施設入所者数の減少はほとんど見込まれませんが、相談支援体制を強化し、本人や家族の思いや希望を受けとめながら、暮らし続けることができるよう、必要な支援や調整を行う必要があります。

(3) 見込量確保のための方策

自立生活援助については、現状把握を行う中で見出された課題について、適宜、対応を実施します。

グループホームについては、住まいの場として重要な選択肢の一つとなりますことから、補助金等による支援を行いながら、引き続き、整備を促進していきます。

本人や家族の思いや希望を受け止めながら、必要な情報について基幹相談支援センターが中心となり、行政、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関が情報共有し、個別の状況に応じて必要な支援を行っていきます。

必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの提供体制の充実を行います。

グループホーム必要定員数（必要棟数）の見込みについて

グループホームの本市の利用者については、約 4 割が市外のグループホームを利用していますが、市内のグループホームについては、市外の利用者も多く、満床に近い状態であり、更なる整備が必要となります。今後の親なき後や精神障がい者の利用者数の伸び率を考慮し、今後必要となる必要定員数を以下のように見込みます。

グループホーム定員数（棟数）の見込み（棟数は参考値）

全体については

定員数は 令和3年度 765人 令和4年度 815人 令和5年度 865人

増加定員数は 令和3年度 50人 令和4年度 50人 令和5年度 50人 合計 150人

棟数は 令和3年度 8棟 令和4年度 8棟 令和5年度 8棟 合計 24棟

社会福祉法人については

増加定員数は 令和3年度 20人 令和4年度 20人 令和5年度 20人 合計 60人

棟数は 令和3年度 3棟 令和4年度 3棟 令和5年度 3棟 合計 9棟

その他法人については

増加定員数は 令和3年度 30人 令和4年度 30人 令和5年度 30人 合計 90人

棟数は 令和3年度 5棟 令和4年度 5棟 令和5年度 5棟 合計 15棟

グループホームの必要定員数の見込みについては、事業所への調査結果や、近年の開設状況等を踏まえて、算出をしています。

4 相談支援系サービス

(1) 見込みの考え方

計画相談支援は、障がい福祉サービス等のすべての利用者がサービス等利用計画の作成対象となるため、各利用者の更新時点等を考慮して見込みます。地域移行支援・地域定着支援については、今後の地域移行の状況を見据えつつ、実績を踏まえて見込みます。

計画相談支援について 令和2年度の実績は 利用人数 1か月あたり 790人分

第6期の見込みは 利用人数 1か月あたり

令和3年度 820人分 令和4年度 886人分 令和5年度 957人分

地域移行支援について 令和2年度の実績は 利用人数 1か月あたり 0人分

第6期の見込みは 利用人数 1か月あたり

令和3年度 2人分 令和4年度 3人分 令和5年度 4人分

地域定着支援について 令和2年度の実績は 利用人数 1か月あたり 3人分

第6期の見込みは 利用人数 1か月あたり

令和3年度 5人分 令和4年度 7人分 令和5年度 9人分

(2) 現状と課題

令和2年8月現在、市内に計画相談支援を提供する事業所が46か所、地域移行支援・地域定着支援を提供する事業所が10か所あります。(休止中の事業所も含む。)

計画相談支援は、障がい福祉サービス利用者の「サービス等利用計画」を作成するサービスですが、障がい福祉サービス利用者の増加に伴い、計画相談支援の利用者も増加していることから、相談支援専門員を確保する必要があります。

地域移行支援、地域定着支援については、利用者が少ない状況ですが、地域生活への移行に際し、多様化する障がい者の生活上の課題やニーズを的確に把握し、適切な支援を行う必要があります。

(3) 見込量確保のための方策

障がい福祉サービスを提供する事業所等に対し、相談支援従事者研修等への積極的な参加の呼びかけや必要な情報提供を行い、相談支援従事者の確保と資質向上を図ります。

基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター及び指定特定相談支援事業所による相談支援体制の連携を強化し、充実した相談支援を実施します。

地域移行支援、地域定着支援については、現状把握を行う中で見出された課題について、適宜、対応します。

5 障がい児支援系サービス

(1) 見込みの考え方

障がい児が必要なサービスを受けることができるよう、障がい児及びその家族に対する効果的な支援の提供体制を確保する観点から、近年の実績等を踏まえて、見込量を設定します。

児童発達支援について 令和2年度の実績は 利用量 1か月あたり 5,106人日分
利用人数 1か月あたり 378人分

第2期の見込みは 利用量 1か月あたり

令和3年度 5,999人日分 令和4年度 6,879人日分 令和5年度 7,523人日分

利用人数 1か月あたり

令和3年度 444人分 令和4年度 510人分 令和5年度 557人分

居宅型訪問型児童発達支援について 令和2年度の実績は 利用量 1か月あたり 3人日分
利用人数 1か月あたり 1人分

第2期の見込みは 利用量 1か月あたり

令和3年度 12人日分 令和4年度 16人日分 令和5年度 20人日分

利用人数 1か月あたり 令和3年度 3人分 令和4年度 4人分 令和5年度 5人分

医療型児童発達支援について 令和2年度の実績は 利用量 1か月あたり 120人日分
利用人数 1か月あたり 17人分

第2期の見込みは 利用量 1か月あたり

令和3年度 162人日分 令和4年度 162人日分 令和5年度 162人日分

利用人数 1か月あたり 令和3年度 18人分 令和4年度 18人分 令和5年度 18人分

保育所等訪問支援について 令和2年度の実績は 利用量 1か月あたり 20人日分

利用人数 1か月あたり 11人分

第2期の見込みは 利用量 1か月あたり

令和3年度 50人日分 令和4年度 50人日分 令和5年度 50人日分

利用人数 1か月あたり 令和3年度 25人分 令和4年度 25人分 令和5年度 25人分

放課後等デイサービスについて 令和2年度の実績は 利用量 1か月あたり 15,735人日分
利用人数 1か月あたり 1,239人分

第2期の見込みは 利用量 1か月あたり

令和3年度 17,386人日分 令和4年度 18,860人日分 令和5年度 20,180人日分

利用人数 1か月あたり

令和3年度 1,369人分 令和4年度 1,485人分 令和5年度 1,589人分

障がい児相談支援について 令和2年度の実績は 利用人数 1か月あたり 130人分

第2期の見込みは 利用人数 1か月あたり

令和3年度 175人分 令和4年度 227人分 令和5年度 295人分

（２）現状と課題

令和２年８月現在、市内の障がい児通所支援事業所のうち、児童発達支援は３５カ所、居宅訪問型児童発達支援は１カ所、医療型児童発達支援は２カ所、保育所等訪問支援は３カ所、放課後等デイサービスは６９カ所、また、障がい児相談支援事業所については２９カ所あります。（休止中の事業所も含む。）

障がい児通所支援事業所については、利用者の増加にともない、事業所も増加しています。障がい児の個々の特性に応じた多様なサービスを提供する必要がありますことから、これまで以上にきめ細やかにサービスを提供するためには、ニーズを踏まえた適切なサービスの質の維持・向上が求められます。

より適切な障がい児支援サービスを受けるためには、障がい児本人や家族に対する継続的な相談機能や、関係機関が連携した支援が重要でありますことから、支援の中心的な役割を担う障がい児相談支援事業の充実が求められています。

（３）見込量確保のための方策

国や県及び障がい児通所支援事業所の動向や利用者ニーズを把握するとともに、民間事業所のサービスの質の維持・向上に向け、事業者等を対象とした研修会や職場体験を実施します。

障がい児が個々の特性に応じた適切な療育を受けられるよう、相談支援事業所の充実・強化に向け、障がい児の相談支援のための人材育成や理解促進に積極的に取り組みます。

福祉人材の確保について

本市においては、現在、基幹相談支援センターによる相談支援専門員を対象とした研修会や手話通訳者等の養成講座などを行い、福祉人材の確保や質の向上に努めていますが、近年の障がい福祉サービス事業所の増加や計画期間中のサービス見込量を確保するためには、それを担う人材を確保する必要があります。

今後も、障がい福祉サービス事業所等において、安定的にサービスを提供していくため、県の福祉人材の無料職業紹介や各種研修などについて、引き続き周知を行うほか、事業所等への人材確保に資する取組への支援など、県とも連携しながら福祉人材の確保に努めます。

第6章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保の方策

本市では、これまでのサービス計画において、地域生活支援事業の各年度における事業の種類ごとの必要な量の見込みを設定し、その見込量を確保するための方策に取り組んできました。

「第6期サービス計画・第2期障がい児計画」においても、必要なサービス量等について、現在の利用者数を基礎として、直近の利用者の実績などを勘案し、各サービスの利用実態を踏まえ、令和3年度から令和5年度の見込み（実施状況、利用量、利用人数）を設定するとともに、その見込量を確保するための方策に取り組んでいきます。

1 必須事業

(1) 実施する事業の内容及び事業実施に関する考え方

理解促進研修・啓発事業については、市民の障がい者等への理解を深めるため障がい者週間における理解啓発活動の実施や市内小学校における盲導犬ふれあい教室を実施するほか、合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の放映を行っています。また、障がい者団体が地域において行う交流事業の経費補助を行っています。見込量確保のための方策としては、引き続き、市民の障がい者等への理解を深めるための事業実施等に取り組むとともに、関係団体との連携を図りながら、より効果的な啓発の取組等を実施します。

自発的活動支援事業については、家族会が行う、精神障がいを理解するための普及啓発活動や精神障がい者の社会復帰を促進するための個別相談・情報提供活動を支援しています。見込量確保のための方策としては、引き続き、精神障がい者及びその家族等の団体活動に対する支援を行います。

相談支援事業のうち、障がい者相談支援事業については、市内の事業所に委託し、「障がい者生活支援センター」として、地域において生活している障がい者等の相談に応じ、地域生活に必要な支援を行っています。また、基幹相談支援センターの設置については、市障がい福祉課内に設置した基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所等への専門的な助言や障がい者及びその家族への支援等、総合的な相談支援等を行っています。見込量確保のための方策としては、障がい者生活支援センターでは、基幹相談支援センターと連携しながら、社会生活力を高めるための支援、緊急時に必要なサービスの調整等、引き続き、障がい者の地域生活に係る総合的な支援を実施してまいります。

成年後見制度利用支援事業については、成年後見制度の利用が必要な知的障がい者等に対し、審判申立に要する経費や後見人の報酬等を助成することで、障がい者の権利擁護を図っています。見込量確保のための方策としては引き続き、制度の周知啓発を図り、対象となる方が利用しやすい事業となるよう努めます。

成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見の業務を適正に行うことができる体制を整備するため、法人後見の活用を予定している団体に対し、研修の開催を検討しています。見込量確保のための方策としては、引き続き、効果的な研修の開催方法等について検討していきます。

意思疎通支援事業のうち手話通訳・要約筆記者派遣事業については、聴覚障がい等により、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者又は要約筆記者を派遣しています。見込量確保のための方策としては、引き続き、関係団体との連携を図り、手話通訳者・要約筆記者の円滑な派遣を行います。

また、手話通訳者設置事業については、市役所に来庁する聴覚障がい者等のために障がい福祉課窓口到手話通訳者を設置しています。見込量確保のための方策としては、引き続き、市役所に来庁する聴覚障がい者等が、行政サービス等を円滑に受けられることができる体制の確保に努めます。

日常生活用具給付等事業については、障がい者の日常生活の利便性を確保するため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与しています。見込量確保のための方策としては、引き続き、日常生活用具の給付又は貸与を実施するとともに、障がい者の日常生活の質の向上が図られるよう、情報収集や関係団体との意見交換を行いながら給付品目の見直しを適宜、検討します。

手話奉仕員養成研修事業については、聴覚障がい者の情報保障のため、日常会話を行うのに必要な手話の表現技術の習得を目指して、手話の入門課程、基礎課程の講座を開催し手話奉仕員を養成しています。見込量確保のための方策としては、引き続き、聴覚障がい者の円滑な行動と積極的な社会活動を支援する人材を育成します。

移動支援事業については、屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援しています。見込量確保のための方策としては、引き続き、ニーズを的確に把握し、利用対象者や利用方法の見直しを検討します。

地域活動支援センター機能強化事業については、地域活動支援センターにおいて、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスの事業を実施しています。見込量確保のための方策としては、引き続き、一定の地域活動支援センターを確保するとともに、事業者の安定した運営を支援します。

障がい児等療育支援事業については、在宅の障がい児者の地域生活を支えるため、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談、指導、障がい児の通う保育所等の職員の療育技術の指導を実施しています。見込量確保のための方策としては、増加傾向にある障がい児について、関係機関との綿密な連携の下、専門職員の安定的確保や質の向上に努めながら、児の特性に合わせたより質の高い療育を提供していきます。

手話通訳者・要約筆記者養成研修事業については、障がい福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成しています。

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業については、盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成しています。

失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業については、失語症者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う「失語症者向け意思疎通支援者」を養成しています。

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣しています。

見込量確保のための方策としては、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活または社会生活を行うことができるよう、引き続き県との共同により実施していきます。

(2) 実施する事業の量の見込み

理解促進研修啓発事業について 令和2年度の実績は 実施
第6期の見込みは 令和3年度 実施 令和4年度 実施 令和5年度 実施

自発的活動支援事業について 令和2年度の実績は 実施
第6期の見込みは 令和3年度 実施 令和4年度 実施 令和5年度 実施

相談支援事業のうち 障害者相談支援事業について 令和2年度の実績は 実施箇所数 7箇所
第6期の見込みは 実施箇所数 令和3年度 7箇所 令和4年度 7箇所 令和5年度 7箇所

基幹相談支援センターについて 令和2年度の実績は 設置
第6期の見込みは 令和3年度 設置 令和4年度 設置 令和5年度 設置

成年後見制度利用支援事業について 令和2年度の実績は 年間の利用人数 5人
第6期の見込みは 年間の利用人数 令和3年度 4人 令和4年度 4人 令和5年度 4人

成年後見制度法人後見支援事業について 令和2年度の実績は 実施
第6期の見込みは 令和3年度 実施 令和4年度 実施 令和5年度 実施

意思疎通支援事業のうち 手話通訳、要約筆記者派遣事業について
令和2年度の実績は 利用人数 1か月あたり 126人
第6期の見込みは 利用人数 1か月あたり 令和3年度 150人
令和4年度 157人 令和5年度 164人

手話通訳者設置事業について 令和2年度の実績は 設置人数 1年間あたり 2人
第6期の見込みは設置人数 1年間あたり 令和3年度 2人 令和4年度 2人 令和5年度 2人

日常生活用具給付等事業のうち 介護訓練支援用具について 令和2年度の実績は
給付見込み 1か月あたり 4件
第6期の見込みは給付見込み 1か月あたり 令和3年度 4件 令和4年度 4件 令和5年度 4件

自立生活支援用具について 令和2年度の実績は 給付見込み 1か月あたり 7件
第6期の見込みは 給付見込み 1か月あたり 令和3年度 7件
令和4年度 7件 令和5年度 7件

在宅療養等支援用具について 令和2年度の実績は 給付見込み 1か月あたり 10件
第6期の見込みは 給付見込み 1か月あたり 令和3年度 9件
令和4年度 9件 令和5年度 9件

情報意思疎通支援用具について 令和2年度の実績は 給付見込み 1か月あたり 13件
第6期の見込みは 給付見込み 1か月あたり 令和3年度 12件 令和4年度 12件
令和5年度 12件 排泄管理支援用具について 令和2年度の実績は 給付見込み
1か月あたり 230件 第6期の見込みは 給付見込み 1か月あたり
令和3年度 230件 令和4年度 230件 令和5年度 230件

居宅生活動作補助用具について 令和2年度の実績は 給付見込み 1か月あたり 1件
第6期の見込みは 給付見込み 1か月あたり 令和3年度 1件 令和4年度 1件 令

和5年度 1件

手話奉仕員養成研修事業について 令和2年度の実績は

講習終了 見込み者数 1年間あたり 31件

第6期の見込みは 講習終了 見込み者数 1年間あたり

令和3年度 48件 令和4年度 49件 令和5年度 50件

移動支援事業について 令和2年度の実績は 利用量 1か月あたり 2,324時間

利用人数 1か月あたり 281人

第6期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和3年度 2,829時間

令和4年度 2,829時間 令和5年度 2,829時間

利用人数 1か月あたり 令和3年度 297人 令和4年度 297人 令和5年度 297人

地域活動支援センターについて 令和2年度の実績は 設置数 14箇所

利用人数 1か月あたり 187人

第6期の見込みは 設置数 令和3年度 14箇所 令和4年度 14箇所 令和5年度 14箇所

利用人数 1か月あたり 令和3年度 223人 令和4年度 223人 令和5年度 223人

障がい児等療育支援事業について 令和2年度の実績は 実施箇所数 1箇所

第6期の見込みは 実施箇所数 令和3年度 1箇所 令和4年度 1箇所 令和5年度 1箇所

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業のうち

手話通訳者、要約筆記者養成研修事業について 令和2年度の実績は

講習終了見込み者数 1年間あたり 24人

第6期の見込みは 講習終了 見込み者数 1年間あたり

令和3年度 33人 令和4年度 34人 令和5年度 35人

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業について 令和2年度の実績は

講座終了見込み者数 1年間あたり 0人

第6期の見込みは 講座終了 見込み者数 1年間あたり

令和3年度 9人 令和4年度 10人 令和5年度 11人

失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業について 令和2年度の実績は

講習終了見込み者数 1年間あたり 9人

第6期の見込みは 講習終了 見込み者数 1年間あたり

令和3年度 10人 令和4年度 11人 令和5年度 12人

専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業のうち

盲ろう者向け通訳介助員派遣事業について 令和2年度の実績は

利用人数1年間あたり 6人

第6期の見込みは 講習終了見込み者数 1年間あたり

令和3年度 6人 令和4年度 6人 令和5年度 6人

2 任意事業

(1) 実施する事業の内容及び事業実施に関する考え方

福祉ホームについては、市内で福祉ホームを運営する社会福祉法人、医療法人について、事業運営に要する経費を補助しています。見込量確保のための方策としては、利用ニーズを踏まえ、引き続き適切な支援をしていきます。

訪問入浴サービスについては、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、単身では入浴困難な身体障がい者等に対し、訪問により居宅において定期的に入浴サービスを実施しています。見込量確保のための方策としては、利用ニーズを踏まえ、引き続きサービスを適切に実施するとともに、利用者の利便性向上を図るため、実施する事業所の確保等を検討していきます。

日中一時支援事業（日中支援型）については、日中、障がい福祉サービス事業所等において、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行うことにより、障がい児者の日中における活動の場を確保するとともに、保護者の介護による疲労回復や自由な時間の確保を図っています。見込量確保のための方策としては、利用ニーズを踏まえ、引き続き適切な支援をしていきます。

日中一時支援事業（放課後支援型）については、特別支援学校就学中の児童及び生徒が障がい福祉サービス事業所等において、家庭や学校以外での社会生活訓練、余暇活動を通じた協調性、社会性等の習得を行うことにより、将来の自立を見据えた健全育成を支援するとともに、保護者の介護による疲労回復や自由な時間の確保を図っています。見込量確保のための方策としては、利用ニーズを踏まえ、引き続き適切な支援をしていきます。

日中一時支援事業（医療的ケア）については、医療的ケアを必要とする重症障がい児（者）に対し、医療機関等において、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の必要な支援を行うことにより、重症障がい児等の日中における活動の場を確保するとともに、保護者の介護による疲労回復や自由な時間の確保を図っていきます。

地域移行のための安心生活支援については、障がい者等が養護者からの虐待により、分離が必要なケース等に対し、障がい福祉サービス事業所等において、宿泊を伴う緊急的な一時預かりを実施しています。(緊急一時保護事業) また、親なき後に備え、介護者からの自立を体験できる機会・場として、グループホームや短期入所への体験的な宿泊を支援します。(体験的宿泊支援事業) 見込量確保のための方策としては、引き続き、障がい者の緊急時に備え、安全な居場所を確保するとともに、グループホームや短期入所への体験的な宿泊支援を実施し、更なる体験の機会の充実を図っていきます。

巡回支援専門員整備については、家庭や保育園、幼稚園などへの訪問による支援、研修や講演会などの実施による障がい理解の普及啓発や担当職員の対応力向上を図っています。見込量確保のための方策としては、引き続き、発達障がいの早期発見と早期支援のため、担当職員への指導助言等を行い、児への適切な支援に繋げていきます。

児童発達支援センターの機能強化については、児童発達支援センター(子ども発達センター)において、保健師や心理士、作業療法士などの専門職を配置し、子どもの発達などについての相談や子どもの状態に応じた療育の提供を一貫して行っています。見込量確保のための方策としては、引き続き、個別配慮が必要な子どもの健やかな発達を支援するため、その障がいの特性に応じた専門性の高い療育を提供しています。

レクリエーション活動等支援については、うつのみやふれあいスポーツ大会や各種スポーツ講座を開催しています。見込量確保のための方策としては、引き続き、スポーツ・レクリエーションの場の提供に努めます。

芸術文化活動振興については、うつのみやふれあい文化祭、わくわくアートコンクール、各種芸術・文化講座を開催しています。見込量確保のための方策としては、引き続き、文化芸術活動振興の場の提供に努めます。

点字・声の広報等発行については、広報うつのみやの点字版・音声版の発行をはじめとした行政情報のバリアフリー化を推進しています。見込量確保のための方策としては、引き続き、広報うつのみやの点字版・音声版をはじめ様々な行政情報のバリアフリー化を推進していきます。

奉仕員養成研修については、視覚障がい者が円滑に情報を取得利用できるよう、意思疎通を支援する音訳・点訳奉仕員を養成しています。見込量確保のための方策としては、引き続き、音訳・点訳奉仕員養成事業を実施していきます。

自動車運転免許取得については、自動車の運転免許の取得を希望する身体障がい者に対し、その技術習得に要する経費の一部を補助しています。見込量確保のための方策としては、利用ニーズを踏まえ、引き続き適切な支援をしていきます。

自動車改造費助成については、身体障がい者が、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の改造をする必要がある際、その経費の一部を補助しています。見込量確保のための方策としては、利用ニーズを踏まえ、引き続き適切な支援をしていきます。

雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業については、企業が、重度障がい者等を雇用するに当たり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても雇用継続に支障が残る場合や重度障がい者等が自営業者等として働く場合において、重度障がい者等の通勤や職場等における支援を行います。見込量確保のための方策としては、利用ニーズを踏まえ、適切な支援をしていきます。

障がい支援区分認定等事務については、障がい福祉サービスのうち、介護給付の利用には、障がい支援区分の認定が必要となるため、障害者総合支援法に基づき審査会を設置し、認定基準に照らした審査判定を行っています。見込量確保のための方策としては、サービスの支給決定に必要なものであることから、引き続き、正確かつ迅速に取り組んでいきます。

(2) 実施する事業の量の見込み

福祉ホームについて 令和2年度の実績は 設置数 2箇所
第6期の見込みは 設置数 令和3年度 2箇所 令和4年度 2箇所 令和5年度 2箇所
訪問入浴サービスについて 令和2年度の実績は 利用人数 1か月あたり 23人
第6期の見込みは 利用人数 1か月あたり
令和3年度 26人 令和4年度 26人 令和5年度 26人
日中一時支援事業のうち 日中支援型について 令和2年度の実績は
利用量 1か月あたり 2,161回 利用人数 1か月あたり 321人
第6期の見込みは 利用量 1か月あたり 令和3年度 2,347回
令和4年度 2,347回 令和5年度 2,347回 利用人数 1か月あたり
令和3年度 459人 令和4年度 459人 令和5年度 459人
放課後支援型について 令和2年度の実績は 利用量 1か月あたり 476回
利用人数 1か月あたり 85人
第6期の見込みは 利用量 1か月あたり
令和3年度 408回 令和4年度 121回 令和5年度 事業終了
利用人数 1か月あたり 令和3年度 71人 令和4年度 29人 令和5年度 事業終了
医療的ケアについて 令和2年度の実績は 利用量 1か月あたり 304回
利用人数 1か月あたり 46人
第6期の見込みは 利用量 1か月あたり
令和3年度 308回 令和4年度 325回 令和5年度 342回
利用人数 1か月あたり 令和3年度 55人 令和4年度 58人 令和5年度 61人
地域移行のための安心生活支援について 令和2年度の実績は 実施
第6期の見込みは 令和3年度 実施 令和4年度 実施 令和5年度 実施
巡回支援専門員整備について 令和2年度の実績は 実施
第6期の見込みは 令和3年度 実施 令和4年度 実施 令和5年度 実施
児童発達支援センターの機能強化について 令和2年度の実績は 実施
第6期の見込みは 令和3年度 実施 令和4年度 実施 令和5年度 実施
レクリエーション活動等支援について 令和2年度の実績は 実施
第6期の見込みは 令和3年度 実施 令和4年度 実施 令和5年度 実施
芸術文化活動振興について 令和2年度の実績は 実施
第6期の見込みは 令和3年度 実施 令和4年度 実施 令和5年度 実施
点字・声の広報等発行について 令和2年度の実績は 実施
第6期の見込みは 令和3年度 実施 令和4年度 実施 令和5年度 実施
奉仕員養成研修について 令和2年度の実績は 実施
第6期の見込みは 令和3年度 実施 令和4年度 実施 令和5年度 実施

自動車運転免許取得について 令和2年度の実績は 助成件数 1年間 2件

第6期の見込みは 助成件数 1年間

令和3年度 2人 令和4年度 2人 令和5年度 2人

自動車改造費助成について 令和2年度の実績は 助成件数 1年間 7人

第6期の見込みは 助成件数 1年間

令和3年度 10人 令和4年度 10人 令和5年度 10人

雇用施策との連携による重度障がい者等就労特別支援事業について

令和2年度の実績は 未実施

第6期の見込みは

令和3年度 実施 令和4年度 実施 令和5年度 実施

障がい支援区分認定等事務について

令和2年度の実績は 実施

第6期の見込みは

令和3年度 実施 令和4年度 実施 令和5年度 実施

第7章 計画の推進体制

1 計画内容の周知・啓発

本計画の推進にあたっては、市民や団体、事業者、関係機関等の協力を得られるよう、広報紙・ホームページへの掲載や各種団体等を通じた周知など、あらゆる機会を捉えて、効果的な周知と意識の啓発に努めます。

2 庁内推進体制

本計画を着実に推進し、障がい者福祉の向上を図るため、保健・医療、教育、雇用に関連する市の関係部局と連携しながら事業を推進します。

3 庁外推進体制

本計画を推進していくためには、保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所、障がい者団体等の関係機関で構成する宇都宮市障がい者自立支援協議会や発達支援ネットワーク会議等を活用し、サービス提供体制の確保に係る取組や事業の充実に向けた検討を行います。

4 PDCAサイクルによる計画の点検・評価

数値目標及び各事業の進捗状況などについて、少なくとも年1回、分析・評価を行い、宇都宮市障がい者自立支援協議会、宇都宮市発達支援ネットワーク会議及び宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会等において、意見をいただくとともに、必要に応じて計画の変更や見直し等を行います。

5 新型コロナウイルス等感染症対策

障がい福祉サービス等は、障がい者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが提供されることが重要です。

そのため、計画の推進にあたっては、新型コロナウイルス等感染症に係る対応として、保健所や関係機関と十分に連携しつつ、障がい者及びその家族、障がい福祉サービス等を提供する事業所等に対して、情報提供や相談対応等に努めます。

資料編

第6期サービス計画・第2期障がい児計画の策定体制について

庁内検討組織

第6期サービス計画・第2期障がい児計画策定委員会

1 役割 計画素案の作成，分野間の連携

2 構成 委員長 保健福祉部次長 副委員長 子ども部次長

委員 財政課長，政策審議室長，保健福祉総務課長，高齢福祉課長，障がい福祉課長
保健所総務課長，保健予防課長，子ども未来課長，子ども発達センター所長，
商工振興課長，教育センター所長

作業部会

1 役割 計画素案の作成に係る調査，資料の収集 等

2 構成 部会長 障害福祉課長補佐 副部会長 子ども発達センター副所長

委員 委員会を構成する課等の担当係長 等

庁外検討組織

宇都宮市社会福祉審議会（障がい者福祉専門分科会）

子ども子育て会議

1 役割 計画への提言等

2 委員構成 市議会議員，社会福祉従事者，学識経験者，公募委員 等

宇都宮市障害者自立支援協議会

宇都宮市発達支援ネットワーク会議

1 役割 課題の協議等

2 委員構成 当事者団体、サービス提供事業者、地域団体、関係機関

学識経験者、行政等

利用者・事業者向けアンケート調査の実施

障がい者団体等との意見交換会の実施

パブリックコメントの実施

（事務局） 障がい福祉課・子ども発達センター

宇都宮市障害福祉サービス計画・障害児福祉サービス計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に基づく市町村障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の19に定める市町村障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）を策定するため、宇都宮市障害福祉サービス計画・障害児福祉サービス計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には保健福祉部次長、副委員長には子ども部次長をもって充てる。
- 3 委員には、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(策定作業部会)

第5条 第2条に規定する所掌事務について調査研究及び連絡調整を行うため、委員会に策定作業部会を置く。

- 2 策定作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長には障害福祉課長補佐を、副部会長には子ども発達センター副所長をもって充てる。
- 4 部会員は、別表2に掲げる課・室の職員のうち、当該課・室長が指名する者をもって組織する。
- 5 部会長は、策定作業部会を総理する。
- 6 前条第1項及び第2項の規定は、策定作業部会について準用する。

(庶務)

第6条 委員会及び策定作業部会に関する庶務は、保健福祉部障害福祉課及び子ども部子ども発達センターにおいて処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

別表1 (第3条関係)

財政課長、政策審議室長、保健福祉総務課長、高齢福祉課長、障害福祉課長、保健所総務課長、保健予防課長、子ども未来課長、子ども発達センター所長、商工振興課長、教育センター所長

別表2 (第5条関係)

財政課、政策審議室、保健福祉総務課、高齢福祉課、障害福祉課、保健所総務課、保健予防課、子ども未来課、子ども発達センター、商工振興課、教育センター

策定経過

令和2年4月

庁内関係課長会議

令和2年5月

手帳所持者、障がい福祉サービス利用者・事業所向けアンケート調査の実施

令和2年6月

障がい者団体との意見交換の実施

令和2年7月

第1回社会福祉審議会全体会

令和2年8月

第1回策定委員会，第1回子ども子育て会議

令和2年9月

第1回自立支援協議会，第1回発達支援ネットワーク会議

令和2年10月

第1回社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会，第2回策定委員会

令和2年11月

第2回発達支援ネットワーク会議，第2回自立支援協議会

令和2年12月

第2回社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会，第2回子ども子育て会議，パブリックコメントの実施

令和3年2月

・第4回策定委員会，第3回社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会，第3回子ども子育て会議，社会福祉審議会から提言書の提出

令和3年3月

第2回社会福祉審議会全体会，庁議部長会

「第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」
策定に係る提言

令和3年2月24日

宇都宮市社会福祉審議会

1 提言にあたって

本審議会は、市が「障害者総合支援法」第88条第1項及び「児童福祉法」第33条の20に基づく「第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画（以下「第6期サービス計画」という。）・第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画（以下「第2期障がい児計画」という。）」を策定するにあたり、総合的かつ専門的な見地から意見を提言するものである。

本審議会は、障がい者福祉専門分科会において、令和2年10月8日の第1回会議以降、3回の会議を開催し、様々な議論を重ねてきた。

障がい者を取り巻く社会環境の変化として、国においては、「障害者基本法」の改正をはじめ、「障害者差別解消法」の施行のほか、雇用・文化芸術などの関連分野の法改正を進め、平成26年2月に「障害者権利条約」が我が国について効力を発生したところであり、更には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正や、就学前障がい児の発達支援の無償化等により、障がい者の生活と就労に対する支援の一層の充実や、障がい児の発達支援の拡充が図られたところである。

また、障がい者を含む全ての地域住民と行政等の協働による包括的支援体制を構築する地域共生社会の実現など、新たな課題解決へ向けた取組が進められているところである。

このような社会環境の変化を捉えながら、国の基本指針に基づき、障がい福祉サービス等の利用者や事業所の現状及びニーズを十分に考慮した計画を策定し、障がい福祉サービス等が安定的に提供される体制が確保できるよう、支援体制の計画的な推進を図ることが求められる。

本審議会は、このような基本的な認識のもとに、この提言をまとめたところである。

市においては、「第6期サービス計画・第2期障がい児計画」を策定するにあたり、この提言の趣旨を十分に反映するとともに、計画を推進するにあたっては、市民、関係機関及び行政が連携しながら、障がい福祉施策を総合的・計画的に推進していくことを期待するものである。

2 対応すべき課題について

「第5期サービス計画・第1期障がい児計画」においては、国の基本指針に基づき、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等の計画的かつ安定的な確保に努めてきたところである。

「第6期サービス計画・第2期障がい児計画」を策定するにあたっては、「第5期サービス計画・第1期障がい児計画」の評価から導き出された課題や、法改正等の障がい児者を取り巻く社会環境の変化、障がい者手帳所持者・障がい福祉サービス等の利用者及び障がい福祉サービス等の提供を行っている事業所を対象として実施したアンケート調査の結果、関係団体との意見交換会で把握した課題などを的確に捉え、計画に反映させる必要がある。

特に、アンケート調査や関係団体との意見交換会における当事者の視点に立って、以下の課題への対応が求められる。

① 地域生活への移行や親なき後への対応

障がい者が、地域において、より一層、安心して生活できるよう、相談支援や緊急時の受入体制の充実やグループホームの設置促進など、地域生活を支援する体制の充実を図る必要がある。

② 一般就労への移行等

より多くの障がい者が、障がい福祉サービスを通じて一般就労に移行できるよう、就労定着に向けた支援の充実など就労支援の充実を図る必要がある。

③ 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス・地域生活支援事業

障がい者が適切に障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスを受けることができるよう、利用者の実態や事業所の動向を踏まえて、サービスの安定的な確保を図る必要がある。

障がい者や家族のニーズ、事業所等の動向を踏まえながら、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスと併せて、地域生活支援事業の充実を図る必要がある。

3 計画について

2であげた課題に対し、適切に対応できるよう、目標やサービス等の見込量を設定するとともに、以下の点に特に留意して計画を推進すべきである。

(1) 目標について

国の基本指針や本市のこれまでの進捗状況及び現況等に基づき設定した目標の達成に向けて、目標達成に向けた取組を着実に進める必要がある。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行について

本市は、これまで、施設に入所している障がい者の地域移行に取り組んでいるところである。今後、施設に入所する障がい者が、本人や家族の希望のもと、住みたいと思う地域で安心した地域生活を送れるよう、グループホームなどの居住の場の整備を促進するなど、日常生活の支援を充実する必要がある。

また、障がい者が福祉サービスを利用しながら、地域で生活していくことができるよう、必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの事業所における提供体制の充実を図る必要がある。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて

精神障がい者の地域移行を促進するため、行政、障がい福祉サービス事業所、精神科病院、当事者団体などが日頃より情報共有を行うとともに、地域生活における必要な支援について、それぞれの立場から意見交換を行い、支援の充実を図る必要がある。

③ 地域生活支援体制の機能の充実について

親なき後などを見据え、相談支援や緊急時の受入体制の充実や本人の自立に向けた支援の充実等を図るとともに、整備した地域生活支援体制について、整備後についても、運用状況の検証及び検討を行い、機能の充実を図る必要がある。

④ 福祉施設利用者の一般就労への移行等について

自立支援協議会就労支援部会において、一般就労に関する情報共有を図るとともに、関係機関との連携を強化しながら、事業所における一般就労の取組に係る支援の充実を図る必要がある。

⑤ 障がい児支援の提供体制の充実について

障がい児が適切な支援を受けられるよう、事業所等のサービスの質の維持・向上を図るとともに、近年、増加傾向にある医療的ケア児等に対し、より適切な支援ができるよう、関係機関が連携を図るとともに、医療的ケア児等の支援に関するコーディネート機能の充実・強化を図る必要がある。

⑥ 相談支援体制の充実・強化について

基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターを中心に、相談支援事業所が、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援に努める必要がある。

⑦ 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築について
障がい福祉サービスの多様化，サービス事業所の増加に伴い，より一層，事業所が利用者に対して，真に必要とするサービスを適切に提供することが求められており，各種研修への参加や指導監査の適切な実施など，サービス等の質を向上させる取組の充実を図る必要がある。

(2) 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等の見込量の確保について
国の基本指針に基づき，現在の利用者数を基礎として，直近の利用実績，今後の行政の取組などを勘案し，令和3年度から令和5年度に必要となる各サービスの見込量を適切に見込むとともに，その見込量を確保するための方策について着実に取り組む必要がある。

4 計画の推進にあたって留意すべき点について

計画を推進するにあたり，以下の点に留意して取り組むことが必要である。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう，市・事業所・福祉団体・地域団体・医療分野，教育分野，雇用分野等の関係者が，適切な役割分担のもと，連携を強化し，事業を推進すること。

計画の周知・啓発にあたっては，市民にわかりやすい方法で情報提供することはもとより，障がい者に対しては，障がい特性に応じた情報提供に努めること。

計画を着実に推進するために，PDCAサイクルに基づき，定期的に分析及び評価を行うとともに，その結果については，当審議会に報告し，必要に応じて計画の修正や見直しを行うこと。

障がい福祉サービス等は，障がい者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであることから，計画の推進にあたっては，新型コロナウイルス等感染症に係る対応について十分に行うこと。

結びに，本審議会は，障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス・地域生活支援事業等が安定的に提供される体制が確保されることにより，障がいのあるすべての人の日常生活や社会生活が豊かなものとなるとともに，住み慣れた地域で，より一層，安心して暮らせる社会が実現することを期待する。

【参考】

1 社会福祉審議会開催経過

【全体会】

第1回（令和2年7月22日開催）

委員改選に伴う委員長等の選出について

令和2年度全体会及び専門分科会の調査審議予定案件について

第2回（令和3年3月 新型コロナウイルス感染症対策のため書面審議）

令和2年度専門分科会の調査審議結果について

令和3年度全体会及び専門分科会の調査審議予定案件について

【障がい者福祉専門分科会】

第1回（令和2年10月8日）

第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画策定について

障がい者・児を取り巻く社会環境の変化及びニーズ調査結果等の概要について

第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画の進捗状況及び評価について

次期計画策定に向けた課題について

第2回（令和2年12月21日）

第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画の素案について

第3回（令和3年2月19日開催）

パブリックコメントにおける意見の概要とその対応（案）について

宇都宮市社会福祉審議会からの提言書（案）について

障がい者福祉専門分科会審査部会の活動状況等について

2 宇都宮市社会福祉審議会（障がい者福祉専門分科会）委員名簿

宇都宮市議会議員 いまい まさのり

宇都宮市民生委員児童委員協議会 かげやま ふさよ

宇都宮市知的障害者育成会 すずき ゆうじ

宇都宮精神保健福祉会 きょうの よしぶみ

宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター わたなべ こういち

栃木県障害施設・事業協会 なかざわ かずお

宇都宮市障害者福祉会連合会 むぎくら ひとみ 会長

株式会社 下野新聞社 すずき かずよし

宇都宮大学 いけもと きよまさ 職務代理

宇都宮市医師会 ますやま あきしげ

宇都宮市歯科医師会 しみず つとむ

公募委員 さかた さやか

公募委員 ましこ けいこ

敬称略

障がい福祉サービス等に関する利用者・事業所実態調査結果

1 調査の目的

「第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」の策定にあたり、障がい者の生活実態やサービス等に関する現状と今後の意向を把握し、各種施策や事業の基礎資料とするため。

2 対象者

本市の障がい者手帳所持者（身体・知的・精神）及び障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等利用者のうち、男女別、年齢別に偏りがないよう層化無作為抽出した2,765人（うち18歳未満774人）

本市において障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等の提供を行っている200事業所

3 調査期間

令和2年5月15日（金曜日）～6月17日（水曜日）

4 調査方法

郵送によるアンケート調査

5 回収結果

利用者アンケート

発送数 2,765人 回答数 1,488人 回答率 53.8%

事業所アンケート

発送数 200事業所 回答数 147事業所 回答率 73.5%

6 アンケートの主な結果

利用者アンケート

① 生活全般について

ア 介護者

- ・ 主な介護者については、「父母・祖父母・兄弟」が47.6%と最も多く、次に「配偶者」が9.9%となっており、家族が介護をしている利用者は約6割であります。
- ・ また、介護者の性別については、80.1%が「女性」で、年齢も「60歳以上」が38.0%を占めており、介護者の高齢化が見受けられます。
- ・ 現在の介護者が介護をできなくなった場合、家族に頼む人や障がい福祉サービスを利用する人が多数いる一方で、「どうしたら良いかわからない」と回答した人が28.6%となっており、今後、介護者がいなくなった場合のことを不安に感じている状況です。

イ 現在の生活

- ・ 現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」が50.4%と最も多く、次に「親と暮らしている」が27.5%と約8割が家族と暮らしています。
- ・ 今後希望する生活については、「今までと同じように暮らしたい」が56.8%と最も多く、「一人で暮らしたい」、「グループホームで暮らしたい」など地域で暮らしたいと回答した人は、合せて17.8%となっています。
- ・ 将来「グループホームで暮らしたい」と回答した人のうち、「将来、市内のグループホームの入居を検討」している人が82.8%となっており、グループホームの需要が高いことがうかがえます。
- ・ 地域移行や親なき後の備えのために必要な支援については、「必要な在宅サービスが適切に受けられること」が55.3%と最も多く、次に「経済的な負担の軽減」が53.0%、「相談する相手が身近にいること」が44.7%、「障がい者に適した住居の確保」が44.2%となっています。

ウ 外出

・ 外出の目的については、「買い物」が61.0%と最も多く、次に「医療機関への受診」が55.1%となっています。

・ また、外出で困ることについては、「特にない」が31.0%と最も多く、次に「公共交通機関が少ない」が17.6%、「周囲の目が気になる」が15.7%、「外出にお金がかかる」が14.7%となっています。

エ 就労等

・ 日中の主な過ごし方については、「福祉施設や作業所等で、工賃（賃金）を得る仕事をしている」が24.3%と最も多く、次に「自宅で過ごしている」が18.8%、「一般企業、自営業、家業などで給料を得て仕事をしている」が9.6%となっています。

・ 就労支援で必要なことについては、「職場の障がい者への理解」が22.5%と最も多く、次に「あらゆる業種での障がい者の採用枠の拡大」が9.9%となっています。

オ 相談等

- ・ 困ったことの相談相手については、「家族や親戚」が70.8%と最も多く、次に「福祉施設の職員・指導員（相談支援専門員など）」が21.6%となっており、「相談する人がいない、わからない」と回答した人は5.5%となっています。
- ・ 相談する時に困っていることについては、「特にない」が45.6%と最も多く、次に「相談先がわかりづらい」が21.1%、「専門的な相談ができない」が12.6%となっています。
- ・ 日常生活や社会生活で困っていることについては、「将来の生活のこと」が42.8%と最も多く、次に「経済的なこと」が22.6%となっています。

② 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等について

- ・ 利用者の満足度について、「満足」、「やや満足」と回答した人の割合が6割を超えている「居宅介護」、「就労継続支援（A型、B型）」、「相談支援（計画相談・地域移行支援・地域定着支援）」、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「医療型児童発達支援」、「地域活動支援センター」「日常生活用具給付事業」となっています。

③ 今後のサービスの充実について

- ・ 「福祉に関する相談機能の充実」や「いつでも相談できる体制にしてほしい」など「相談機能の充実」が70.4%と最も多く、次に「家族などの急な体調不良など、緊急時に利用できる施設を充実してほしい」が45.6%となっています。

事業所アンケート

① 事業運営について

- ・ 提供している障がい福祉サービス等については、「居宅介護」が28.6%と最も多く、次に「生活介護」と「放課後等デイサービス」がそれぞれ21.8%「就労継続支援（A型・B型）」が21.1%、「相談支援（計画相談・地域移行支援・地域定着支援）」が20.4%となっています。
- ・ 事業を運営する上での課題については、「職員の確保」が71.4%と最も多く、次に「職員の育成」が69.4%、「報酬単価の低さ」が40.1%となっています。

② 職員について

- ・ 職員の充足状況については、「やや不足している」が50.3%と最も多く、「非常に不足している」との回答も8.2%となっており、併せて約6割の事業所が職員不足を感じています。
- ・ 常勤職員の1年間の採用者数は124人、離職者数が94人、そのうち42人が3年未満の離職となっており、離職率の高さがうかがえます。
- ・ 職員が離職する原因については、「他の仕事を希望した」が34.0%と最も多く、次に「職場の人間関係の問題があった」と「賃金が低かった」がそれぞれ25.2%となっています。

③ 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等の提供について

- ・ 利用ニーズが増えていると6割以上回答しているサービスについては、「施設入所支援」、「共同生活援助（GH）」、「相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）」、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」となっています。

④ 地域生活への移行等について

- ・ 地域移行に必要なことは、「地域住民の正しい理解や協力」が58.5%と最も多く、次に「地域の相談支援体制の充実」が51.0%となっています。
- ・ 介護者の高齢化により介護ができなくなることに備えるために必要なことは、「夜間の支援体制の充実（緊急時の対応，介護・医療的ケア等）」が50.3%と最も多く、次に「ショートステイの受け入れ体制の整備」が47.6%となっています。
- ・ 障がいの重度化により介護ができなくなることに備えるために必要なことは、「夜間の支援体制の充実（緊急時の対応，介護・医療的ケア等）」が51.7%と最も多く、次に「性別や年齢，障がい種別，特性等に応じたグループホームの入居」が41.5%となっています。

⑤ 障がい児への支援について

- ・ 障がい児への支援に必要なことは、「個々の特性に応じた療育の充実」が61.2%と最も多く、次に「医療・保健・教育との連携強化、情報交換の場の設定」が57.1%、「障がいの早期発見、早期支援の充実」が55.1%となっています。
- ・ 医療的ケア児の受け入れ状況については、「受け入れていない」が64.6%と最も多く、次に「受け入れている」が9.5%となっています。

⑥ 就労について

・ 一般就労に必要なことは、「企業・社会全体が支え合う仕組みづくり」が66.0%と最も多く、次に「障がい者雇用に対する企業の積極的な取り組み」が63.3%となっています。

・ 工賃の向上に必要なことは、「事業所の経営改善のための支援の強化」が54.4%と最も多く、次に「施設製品の販売先の拡充」が49.0%となっています。

障がい福祉サービス等の概要

訪問系サービス

居宅介護

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うもの

重度訪問介護

重度の肢体不自由、又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うもの

同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を行うもの

行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行うもの

重度障がい者等包括支援

常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供するもの

日中活動系サービス

生活介護

障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護，調理・洗濯・掃除等の家事，生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援，創作的活動・生産活動の機会の提供のほか，身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うもの

自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある方，又は難病を患っている方などに対して，障がい者支援施設，障がい福祉サービス事業所，又は障がいのある方の居宅において，理学療法，作業療法その他の必要なリハビリテーション，生活等に関する相談および助言などの支援を行うもの

宿泊型自立訓練

知的障がい又は精神障がいのある方に対して，居室その他の設備を利用させるとともに，家事等の日常生活能力を向上するための支援，生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行うもの

自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいのある方に対して，障がい者支援施設，障がい福祉サービス事業所，又は障がいのある方の居宅において，入浴，排せつ，食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練，生活等に関する相談および助言などの支援を行うもの

就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がいのある方に対して，生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練，就労に関する相談や支援を行うもの

就労継続支援（A型）

企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して，雇用契約に基づく生産活動の機会の提供，知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うもの

就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対し，生産活動などの機会の提供，知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うもの

就労定着支援

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに，企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて，指導・助言等の必要な支援を行うもの

日中活動系サービス

療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行うもの。このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供するもの

短期入所

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うもの

居住系サービス

自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行うもの

共同生活援助（グループホーム）

障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うもの

施設入所支援

施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行うもの

相談支援

計画相談支援

障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、障がい者の心身状況等を勘案し利用する障がい福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに障がい福祉サービス等の利用状況を検証しサービス等利用計画の見直しを行うもの

地域移行支援

障がい者施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行うもの

地域定着支援

居宅において単身で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等を行うもの

障がい児福祉サービス等の概要

児童発達支援

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、又は集団生活への適応のための訓練を行うもの

居宅訪問型児童発達支援 重度の障がい等により、外出することが著しく困難な障がい児に対し、その居宅を訪問して、児童発達支援、又は放課後等デイサービスと同様の支援を行うもの

医療型児童発達支援

上肢、下肢、又は体幹機能に障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、又は集団生活への適応のための訓練を行うもの

保育所等訪問支援

児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うもの

放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うもの

障がい児相談支援

障がい児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成し、給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成するもの

地域生活支援事業等の概要

成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するもの

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能障がいなどのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行うもの

日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与するもの

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者又は障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出及び、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の際の移動支援を行うもの（ただし、障害者総合支援法に基づき、支給決定を受けた介護給付費等と重複する内容のサービスについては、原則として移動支援事業の対象としない。）

地域活動支援センター事業

障がい者及び障がい児に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うもの

福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与するもの

訪問入浴サービス事業

単身では入浴が困難な重度身体障がい者及び重度心身障がい児に対し、定期的に訪問入浴サービスの提供を行うもの

日中一時支援事業（日中支援型）

障がい者又は障がい児に対し、事業所等において、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行うもの

日中一時支援事業（放課後支援型）

特別支援学校就学中の児童及び生徒に、事業所等において、家庭や学校以外での社会生活訓練、余暇活動を通じた協調性、社会性等の習得を行うもの

日中一時支援事業（医療的ケア）

医療的ケアを必要とする重症障がい者又は重症障がい児に対し、医療機関等において、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行うもの

用語集

〔あ行〕

アクセシブル

近寄りやすいさま。利用しやすいさま。

インクルーシブ

「包み込むような」という意味。

インクルージョン

インクルージョンとは、「包み込む」という意味を持ち、「包括」、「包容」などと訳される。

ADHD（注意欠陥・多動性障がい）

Attention Deficit/Hyperactivity Disorder の略。不注意（物事に集中できない、忘れ物が多い）、多動性（落ち着きがない、じっとしてられない）、衝動性（突発的な行動をとる、順番を守れない）などを特徴とする。脳の器質的または機能的障がいが原因とされる。年齢が上がるとともに多動の症状は減少するが、不注意と衝動性は成人になっても残る場合がある。

LD（学習障がい）

Learning Disorders または Learning Disabilities の略。全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力において著しい困難がある状態をいう。

オーディオブック

書籍を朗読したものを録音した音声コンテンツの総称。

オンライン

インターネットなどの通信回線に接続されている状態のこと。

〔か行〕

ガイドランス

不慣れで事情のわからない者に対して、初歩的な説明をすること。案内。手引き。また、そのための催し。

ガイドブック

手引書のこと。

共生社会

障がいがある、ないにかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会。

グループホーム

障がい等によって一般的な生活が困難な人たちが、専門のスタッフの支援によって一般住宅等で集団生活するもの。

ケアマネジメント

社会的ケアを必要とする人に対して、もっとも効果的でかつ効率的なサービスや資源を紹介、斡旋するとともに、そのサービスが有効に利用されているかを継続的に評価する。

コミュニケーション

社会生活を営む人間が互いに意思や感情、思考を伝達し合うこと。

コーディネーター

ものごとを調整する役の人のこと。

〔さ行〕

サポーター

支持者、支援者、後援者などのこと。

サービス等利用計画

指定特定相談支援事業者が福祉サービス等の利用を希望する申請者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等を検討し、作成するもの。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備やインターネットを利用したサービス提供体制を強化すること等が定められました。

失語症

病気や事故などの様々な原因で脳が損傷されたために、「聞く」「話す」「読む」「書く」という言葉の機能が低下した状態のこと。

児童福祉法

児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めている。

障がい者活躍推進計画

障害者雇用促進法第7条の2第1項の規定に基づき、国及び地方公共団体が障がい者である職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう定める計画のこと。

障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することなどを定めている。

障害者虐待防止法

「障害者の虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障がいのある人に対する虐待の禁止，国等の責務，虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立の支援のための措置，養護者に対する支援のための措置などを定めている。

障害者雇用促進法

「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用機会を広げ，障がいのある人が自立できる社会を築くことを目的とし，職業リハビリテーションや在宅就業の支援など障がい者の雇用の促進について定めている。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消に関する法律」。国や自治体，民間事業者に対して，障がいを理由とする不当な差別を禁止し，障がいのある人が壁を感じずに生活できるよう，負担が過重でない場合は，「合理的配慮」を提供することを国や自治体に義務付けている。

障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障がい者への福祉サービスの基本的な部分は，地域社会における共生の実現に向けての理念のもと，この法に規定されており，障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援について定めている。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とし，障がい者による文化芸術活動の推進について，障がいの有無にかかわらず，文化芸術活動を鑑賞・参加・創造することができるよう，障がい者による文化芸術活動を幅広く促進すること等を定めている。

障害者優先調達法

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障がいのある人の自立の促進のため，公的機関が優先的に障がい者就労施設等からの物品やサービスの調達を進めるために必要な措置を定める。

障がい者週間

期間は、12月3日から12月9日までで、障がいのある人への関心と理解を深め、障がいのある人の社会参加を促進する。

ジョブコーチ

「職場適応援助者」の別称で、障がいのある人が一般の職場で就労するに当たり、障がいのある人やその家族、事業主に対して障がいのある人の職場適応に向けたきめ細かな支援を行うため、専門的知識や技術を持った人材。訪問型、企業在籍型などがある。

小児慢性特定疾病

子どもの慢性的な病気のうち、治療に相当期間を要し、医療費の負担も高額となるものは「小児慢性特定疾患」として、医療費の公費負担が行なわれている。

スキルアップ

訓練や学習を通して自分の能力を高めること。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、家庭裁判所によって選任された成年後見人が代理して行い、本人の権利を守り生活を支援する制度。

〔た行〕

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域において「介護」、「医療」、「予防」、「住まい」、「生活支援」を一体的・継続的に提供するための仕組みや体制。利用者のニーズに応じた適切なサービスの提供や、入院・退院・在宅復帰を通じて切れ目ないサービスの提供を行う。

デージー図書

デージー(DAISY)とは、Digital Accessible Information Systemの略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格のこと。視覚障がい等により、普通の印刷物を読むことが困難な方々のために、カセットテープに代わるものとして開発された。

〔な行〕

難病

難病の患者に対する医療等に関する法律では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされている。

ニーズ

要件・欲求・要求等を意味する。

ネットワーク

網状のものを意味する。

〔は行〕

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという考え方。

PDCAサイクル

PDCAサイクルは、行動プロセスの枠組みのひとつ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4つで構成されていることから、PDCAという名称になっている。従来、PDCAサイクルの考え方は、公共分野において事業の円滑を推進するために取り入れられていた。

ヘルパー

手助けする人、介護員、介助者等を意味する。

〔ら行〕

ライフステージ

入学，卒業，就職，結婚，子供の誕生，子供の独立，退職など人生の節目ごとの段階。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

レクリエーション

仕事や勉強の疲れを癒すための休養や気晴し，また，そのために行われるさまざまな活動。

私たちの住む社会は、今、高齢化や少子化などが進み、
思いやりの心や人と人とのふれあいが、
ますます大切になってきています。
宇都宮市は、これからの新しい時代に向けて、
「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し、
ここに『福祉都市』を宣言します。

福祉都市宣言

宇都宮市は
赤ちゃんからお年寄り
ハンディキャップを
持った人々など
すべての市民が
笑顔でことばを交わし
健康でいきいきと暮らせる
心のふれあう福祉のまちをつくります

担当課

宇都宮市保健福祉部障がい福祉課
〒320-8540
栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
TEL (028) 632-2353
FAX (028) 636-0398
E-mail u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp

宇都宮市子ども部子ども発達センター

〒320-0851
栃木県宇都宮市鶴田町970番地1
TEL (028) 647-4721
FAX (028) 647-4715
E-mail u19040500@city.utsunomiya.tochigi.jp